



本是同根生 相煎何太急 : 永住帰国後の中国残留日 本人孤児

浅野, 慎一
[トン], 岩

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 4(1):211-230

(Issue Date)

2010-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81002653>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002653>



本是同根生 相煎何太急 – 永住帰国後の中国残留日本人孤児 The Lives of Permanent Returnee Japanese from China

浅野 慎一* 佟 岩**
ASANO Shinichi* TONG Yan**

要約：本稿は、日本に永住帰国した中国残留孤児の帰国後の生活実態を、①居住、②言語、③就業、④経済基盤、そして⑤健康の5つの視点から分析し、その歴史・社会的意義を考察する。残留孤児の帰国後の生活は、極めて苛酷であった。その苛酷さは、主要には日本政府の政策に基づく帰国の遅延に起因する。しかし日本政府は、その責任を明確に自覚せず、帰国後の公的支援に消極的であり、残留孤児自身の個人的努力に依存した問題解決を図った。ただしその対応策は全く非現実的でたちまち破綻し、そこで日本政府は、パターンリスティックな恩恵的救済での対処を試みていた。そしてそれは残留孤児の生活にさらなる矛盾を刻印した。一方、残留孤児は、こうした恩恵的救済の享受者に甘んじることなく、能動的・主体的に自らの日本での生活を維持・発展させてきた。彼らは、日本政府が一般の日本国民に提供する公教育・職業斡旋機関・公的年金制度等からは排除されたが、自らの個人的・集団的努力に依拠して様々な問題を解決し、自らの「生命=生活 (life)」を維持・発展させてきた。こうした彼らの主体性は、一国単位の「単一民族神話」に基づく閉鎖的社会システムを前提とした「自立」ではなく、既存の社会システムを批判し、変革する要素を孕んでいる。

煮豆持作羹 漉鼓以為汁
其在釜下燃 豆在釜中泣
本是同根生 相煎何太急
(曹植)

取りで実施した。

考察に際して、次の3点に留意する。

第1は、日本政府が果たした役割である。これは、2002～08年に争われた国家賠償訴訟で争点の一つとなった³⁾。原告の残留孤児は、政府が自立支援義務（日本語教育・就職・生活等を支援する法的義務）を果たさなかったと批判した。被告の国は、自立支援義務は内容が不明確だと反論した。また国は自立指導員⁴⁾を配置し、自立支援法に基づいて必要な各種施策を講じてきており、問題があったとしても結果論にすぎないと主張した。本稿は直接、法的判断を下すものではない。しかし、その前提となる事実を残留孤児の生活実態に基づいて検証する。

第2に、自立とは何か、である。訴訟では、原告と被告は対立しつつ、しかしどちらも自立を自明の目標とした。しかし、自立は近代的主体性の一つにすぎない。それは、近代国家・市民社会への適応であり、私的所有・自己責任・近代的個性に支えられた利己主義でもある⁵⁾。残留孤児の生活や主体性は、つねに近代的自立の範疇に調和的に収まるとは限らない。

第3は、戦後とりわけ1970年代後半以降の日本人の生活様式の特質、すなわち「日本の地で日本人として人間らしく生きる」とはどういうことだったのかを逆照射することである。日本に帰国した

本稿の課題は、日本に永住帰国した中国残留日本人孤児の帰国後の生活実態を明らかにし、その歴史・社会的意義を考察することにある。本稿では特に、①居住、②言語、③就業、④経済基盤、そして⑤健康の5つの要素を重視する。家族をはじめとする社会諸関係も生活の重要な要素だが、これについては別稿を用意する。

この分野には、すでに多くの先行調査研究がある¹⁾。1984年以降、厚生省は幾度も量的調査を実施してきた。ボランティアやジャーナリズムも1980年代半ばから、帰国後の残留孤児の生活に深刻な問題があると警鐘を鳴らしてきた。日本語教育・社会福祉・医学・心理学・社会学等の専門家による調査研究も少なくない。

本稿は、これら既存の調査研究とは異なり、生活過程論アプローチ²⁾をとる。すなわち諸個人のトータルな生活過程を質的に把握し、そこでの問題の所在を明らかにするとともに、それを克服する主体的な人間像をも捉える。素材とする調査は2004年、兵庫県在住の残留孤児・44名を対象として中国語でのインテンシヴな面接聞き

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

** 龍谷大学講師（非常勤）

(2010年3月31日 受付)
(2010年7月15日 受理)

残留孤児が日本社会に容易に同化・適応できなかつたとすれば、それは当然、容易に同化・適応を許さない日本人に固有の生活様式が厳然と存在していたことになる。いわば戦後の日本社会に生きる日本人の基本的かつ自明の生活様式それ自体が、途中から参入した残留孤児にとっては、一定の排他性を孕んでいたのである⁶⁾。

第1章 居住

ではまず、帰国した残留孤児の居住状況を分析しよう(表1参照)。居住状況は、①1983年以前の帰国者とその後の私費帰国者(計8名)、②1984年以降の国費帰国者(計36名)で大きく異なる⁷⁾。

第1節 1983年以前の帰国者、および私費帰国者

1983年以前の帰国者とその後の私費帰国者は、帰国直後から肉親や身元保証人の地元に住み、日本での生活を始めた。本稿の対象者の身元保証人の地元はすべて兵庫県だが、肉親のそれは鹿児島県・岐阜県等、遠隔地の場合もある。また当初から公営住宅に入居した人もいるが、肉親と同居、または民間住宅に入居した人も多い。

その後、彼らは1度以上の転居を経験してきた。

まず、兵庫県以外の肉親の地元に住んだ残留孤児は、地元就職がなかったり、肉親との関係が悪化したため、他の肉親や中国の同郷者の紹介で兵庫県に転居してきた。

*「私と2人の娘は実父宅に同居したが、味噌汁を飲まされ、食事あわなかった。娘が何度もご飯をおかわりすると、実父は不機嫌になった。私は娘に多く食べさせるため、自分は遠慮して少ししか食べなかった。それで40日後、逃げるように父の家を出た。父との関係が悪化したのは、言語や日本の生活習慣、礼儀がわからなかったせいもある。当時、父のことが全然理解できなかった。今思えば、父も経済的に苦しかったのだろう」

兵庫県内で転居した残留孤児も多い。転居理由は、①部屋の狭隘さ、②建物の老朽化、③高家賃、④家族の通院・看護の都合、⑤阪神大震災による住宅倒壊など、多様である。

彼らはこの過程で、公営住宅の入居に優遇措置や支援がなかったことに、強い不満を感じている。

*「県営住宅の存在も知らず、自分でアパートを借りた。国費帰国者は県営住宅に優先的に入れたが、私のような私費帰国者はすべて自分でやるしかなかった。政府も役所も情報をくれない。県営住宅の存在を知ってから抽選だから、なかなか当たらない。応募書類も自分で頑張って書かなければ、誰も助けてくれない。国は、私費帰国者にも公営住宅を提供すべきだ」
「最初に住んだ民間アパートは古くて汚かった。天井でネズミが走り回ってるさく、夜も眠れなかった。私は住宅を何とかしてほしいと、厚生省に何度も手紙を出した。でも返事はなかった。自立指導員にも何度も頼んだが、『公営住宅は満室』の一点張りだ。でも私は、空き部屋があるのを知っていた。自立指導員は『言うことをきかないなら、他地域に行け』と言った。私は『どこに住むかは私の自由だ』と反論した。私は自立指導員を見限り、日本語教室の校長に頼んで県営住宅に申請してもらった。こちらから申請しなければ、役所は何もしてくれない」

表1 居住地と住宅

永住帰国の年次・方法		1976 ～83 年	1984～96年			計
			私費	国費		
				肉親	保証	
帰国年次	1976～83	5	—	—	—	5
	1984～87	—	1	8	4	13
	1988～	—	2	2	22	26
定着促進 センター	埼玉	—	—	5	11	16
	大阪	—	—	3	13	16
	その他	—	—	1	2	3
	なし	5	3	1	—	9
初居住地	兵庫県	2	3	9	25	39
	その他	3	—	1	1	5
理由	肉親	4	—	10	—	14
	保証人	1	3	—	26	30
初居住宅	公営	3	—	7	25	35
	その他	2	3	3	1	9
転居	3回～	4	—	2	—	6
	1回～	1	3	4	10	18
	なし	—	—	4	16	20
現在住宅	公営	4	2	9	26	41
	その他	1	1	1	—	3
政府住宅 問題	あり	5	3	6	21	35
	なし	—	—	4	5	9
計		5	3	10	26	44

資料：実態調査より作成。

第2節 1984年以降の国費帰国者

さて1984年以降、日本政府は残留孤児のための定着促進センター⁸⁾を、埼玉県所沢市に開設した。1987年、北海道・福島県・愛知県・大阪府・福岡県にも同センターが開設された。以降、国費帰国者は帰国直後の約4カ月間、同センターに入所し、日本語等の研修を受けることとなった。本稿の対象者は、埼玉県と大阪府のセンターの入所者がそれぞれ16名と多い。

一部の国費帰国者は、そこでの処遇に強い不満を感じている⁹⁾。

まず、病気治療の対応への不満である。

*「私達が病気になると、センターの指導員は顔色をかえて怒った。まるで私達が彼らの金を使ったようだ。私は帰国前、胆石の手術をして、帰国後も痛みが止まらなかった。指導員に言うのと、痛み止めの薬を飲めと言われた。3日飲んで治まらず、このままではだめだと指導員に言った。するとやっと病院に連れて行ってくれた。まるで刑務所の罪人のような扱いで、緊張の日々を強いられた。ある人は救急車を呼ぶまで我慢していた」
「センターで私達を管理する職員は、ある残留婦人で、私達に全く冷淡だった。病気になって通院したいと言うと、『毎日毎日、病気のことばかり言ってるさ。あなたたちは自分でお金を払わないから、皆、病気になるのだ』と、すごく不快げに言い放った。ようやく診察しても、彼女は医者の説明を通訳せず、薬を渡してくれるだけだった」

また残留孤児にとって、高温多湿の日本の夏は特に厳しく感じられた。そしてそれ以上に、センターの対応に、不満を感じていた。

*「扇風機もなく、暑くてたまらなかった。蚊が多く、ひどく刺されたが、網戸もなく、殺虫剤もくれなかった。私達は文句を言ったが、職員は誰も関心を示さなかった。私達は人間として扱われていなかった」

こうした対応の根底に横たわるのは、センターの職員や教育にかいま見られる歴史認識の欠如、および中国への蔑視であった。

*「センターの教師は生活指導の授業でいつも、『いつまでも自分が戦争被害者だと甘えず、早く日本の社会に溶け込んで自立しなさい』と説教した。私達は戦争被害者なのに、なぜそう考えてはいけないのか。また職員は、中国人は仕事に責任を負わないとか、中国人の習慣は悪いとか、中国人の悪口も言った。中国人はおかずをお客さんにあげる時、箸を舐めてから挟むといったビデオもみせられた。中国人は無知で礼儀知らずの愚民だと侮辱していた。私達は皆、これを見て本当に腹が立った」

4カ月後、残留孤児達はセンターを出て、兵庫県に定住することになった。1987年以前の帰国者の多くは、兵庫県に肉親がいた。1987年以降まで帰国が遅れた帰国者の多くは、身元未判明またはたとえ肉親が判明しても身元保証を拒まれたため、センターで兵庫県に住む身元引受人を斡旋され、兵庫県に来ることになった。

ただし、身元引受人を斡旋された残留孤児——特に埼玉県のセンターの入所者——の多くは、この措置に不満であった。彼らは居住地を自由に選べず、事実上、日本政府に強制されたと感じている。

なぜならまず彼らの多くは、東京への定住を望んでいた。しかし厚生省は「適度な集中、適度な分散」の方針に基づき、東京への定住を容易に認めなかった¹⁰⁾。抽選等の選抜基準も不透明であった。

*「どうしても東京にいたかったが、抽選で決められ、選択の自由はなかった。最後まで粘ってごね得の人もいたし、ケンカをした人もいた。コネや賄賂が横行しているとの噂もたった。私は北海道か富山に行けと言われたが、拒否した。どこに自由があるのか。なぜ住む地域を強制され、自分で選べないのか」
「帰国を助けてくれた身元保証人が東京にいたので、ぜひ東京に住みたかった。でもセンターの指導員は、『東京はだめだ。人情が薄く、冬も寒く、物価も高い。日本有数の恐ろしい都会だ。東京には住宅も仕事もない。どうやって生活するつもりなのか。政府が保証人を斡旋してあげるから、兵庫に行け』と言った。私達は当時、生活保護の存在も知らず、センターを出たらすぐ働くしかないと思っていた。だから仕事がないと言われると、どうしようもなかった。また私は日本語ができず、帰国を助けてくれた身元保証人と連絡もできなかった。指導員も、身元保証人には相談するなと言った。とにかく政府が新たな身元引受人と住宅と仕事を斡旋してくれるというのだから、言いなりになるしかなかった。断れば、日本では暮らせないと思ひ、やむなく承諾した。東京の身元保証人には黙って一方的に変更して、本当に失礼なことをした。今も心が痛む。東京から強制的に追い出そうとしたセンターの指導員を許せない」

中国での同郷者がいる地方への定住を望んだが、これが認められなかった残留孤児もいた。

*「中国の同郷者がいる地方に行きたかった。不案内な土地で、同郷者がいればどれほど心強いのか。でもセンターの指導員に同じ人民公社の出身者の居住地を尋ねても、教えてくれなかった。実際、指導員は全国の残留孤児の住所録をもっていたが、何も教えてくれなかった。どこに住むかは、私達の意思とは無関係に政府が一方的に決めたので、私は何もわからず、不満だった」

居住地の決定に際し、日本の地理・地域事情に関する知識・情報も、十分に提供されなかった。

*「私は就職の便宜を考え、工業の発達した大阪に住みたかった。でも、兵庫県にまわされた。当時、ここは大阪だと説明された。来て初めて、大阪ではないとわかった。ここは期待外れの住宅地だ。兵庫がどんな所か、全然知らなかった」
「センターでは北海道、広島、山形に行けと言われた。北海道は寒く、山形は山ばかり、広島は原爆で空気が悪いかも知れないので、懸命に断った。本当は東京が一番いいが、認めてくれない。最後に神戸の話が出た。私は中国にいた時、テレビで神戸の景色を見たことがあり、それで受諾した。どうせ私達は、政府から指定された身元引受人の地元に行くしかない。どこに住むか、希望を聞かれたこともない。選ぶ自由などなかった」

定着促進センターから各地に配置された残留孤児には、公営住宅が優先的に斡旋された。その後の転居も少ない。

ただし、彼らは斡旋された公営住宅に満足していたわけではない。むしろ多くの不満を感じていた。すなわち、①「5人家族で38平米・2室だった。成人の娘と息子がいるのに、あまりに狭い」、②「4人家族で36平米、六畳と四畳半の2室しかない。大きな息子と娘が一緒に住み、子供達もケンカしていた」と語られる狭隘さ、③「震災後、壁に亀裂がはいったまま」、「風が吹くと窓が揺れ、すごい音がしてとても眠れない」など老朽化、④「山の上のアパートで辺鄙。スーパーに行くにも40分もかかる」など交通の不便、そして⑤高層階に配置され、病気や障害のために階段の昇降が困難等々である。

それでも彼らが転居できなかったのは、後述する経済的理由に加え、身元引受人・自立指導員が転居を認めなかったためである。

*「狭いので引っ越したいと自立指導員にいくら頼んでも、『我慢しろ』というばかりで相手にしてくれず、手続きしてくれない。諦めるしかなかった。なぜ我々は、自分の好きな所に自由に引っ越せないのか」
「身元引受人に『あまりに部屋が狭い』と苦情を言うと、『自分で働いて金を稼いで、広い部屋に引っ越せ』と言われた。この高齢で働けるわけがない。事実上、諦めろということだ」

転居した数少ないケースは、自立指導員や行政と対峙して粘り強く交渉し、ようやくそれを実現した。

*「転居をめぐる、自立指導員と睨み合いになった。ついに私は怒って、『神戸市長に直接、訴えに行く。市長にどうしても会おう』と騒いだ。それでようやく広い住宅をもらった。大声で騒がなければ、自立指導員も役所も耳を貸さない。でも私のよ

うに騒ぐ人は残留孤児の中では珍しい。他の人は皆、狭くて高層の不便な住宅をあてがわれ、我慢している」

「夫が脳梗塞で半身不随のため、5階から1階の部屋に移りたいと頼んだが、市役所の担当者に『生活保護を受けているのに引っ越しですか』と嫌みを言われた。何度も粘り強く交渉したが、1階に空室はなく、やむなく2階に引っ越した。2階では自力で階段の昇降はできないが、娘が背負えば外出できる。1階が空けば、また交渉するつもりだ」

第2章 日本語

では次に、日本語の教育と習得について分析する(表2～4参照)。

第1節 日本語教育

日本政府が、国費で帰国した残留孤児に組織的な日本語教育を実施しはじめたのは、1984年、定着促進センターを設立して以降である。したがって1983年以前の帰国者、およびそれ以降の私費帰国者の中には、帰国後、日本語教育を全く受けていない人もいる。

*「日本語教室には通ったことがない。肉親がいた岐阜の山あいに住んだが、そこに日本語教室はなかった。日本語を勉強したかったが、自分で苦勞して覚えるしかなかった。肉親と片言で話をしたり、身振り手振りで見当をつけながら、少しでも簡単な日本語の単語を覚えていった」

1984年以降の国費帰国者は、定着促進センターで約4カ月、週5日間・各5時限(1時限・50分)の日本語教育を受けた。

また1988年以降、日本政府は中国帰国者自立研修センターを全国各地に設け、都道府県に委託して、通所形式で原則8カ月・週5日・各2時間半程度の日本語研修等を実施した。8カ月を越えたと通所交通費は支給されないが、希望すれば継続通学も認められた。

兵庫県神戸市、および伊丹市にもこれが開設された。本稿の対象者の中で、15名が神戸市、また16名が伊丹市の自立研修センターに通所した。彼らの実際の通所期間は半年～2年程度、授業の頻度・時間は人・時期によって多様だったようである。

第2節 日本語教育に対する評価と学習の困難

しかし、こうした日本語教育に対する残留孤児の評価は、総じて低い¹¹⁾。

定着促進センターで学んだ35名中、27名は「役に立たなかった」、6名は「少し役立った」と述べる。「とても役立った」との評価は

表2 定着促進センターでの日本語教育

		なし	役立たない	少し役立つ	とても役立つ
帰国年次	1976年～	5	—	—	—
	1984年～	2	6	—	—
	1987年～	2	21	6	2
計		9	27	6	2

資料：実態調査より作成。

表3 自立研修センター・その他の日本語教育(MA)

		神戸	伊丹	その他	計
期間	半年以下	2	2	1	5
	半年～	5	8	2	15
	1年～	4	3	1	8
	2年～	3	3	2	8
	3年～	—	—	1	1
	不明	1	—	2	3
評価	役立った	—	3	2	5
	少し役立った	—	2	—	2
	役立たない	15	11	7	33
計		15	16	9	40

資料：実態調査より作成。

2名にすぎず、しかも「50音を覚えた」等、ごく初歩的な学習の評価にとどまっている。

自立研修センターの日本語教育についても、「役に立たなかった」との評価が多い。特に神戸市のそれは全員が「役に立たなかった」と評価し、「全然勉強にはならないが、生活保護を受給するための条件として、半強制的に出席させられた」との声も聞かれる。

日本語教育が有効に機能しなかった背景には、多様な諸要因が絡み合っていた。

まず第1は、期間の短さである。定着促進センターの4カ月はもとより、自立研修センター等を含む1年でも、日本での生活に必要な日本語の習得という目的に照らせば、あまりに短すぎた。

*「定着促進センターでの4カ月では短すぎ、実際に覚えたのは、『すみません』『ありがとう』『おはよう』など片言の挨拶だけだ。50音順すら怪しく、その場しのぎの形だけだ。幼稚園の子供の日本語水準にも及ばない。本来、目標の水準を決めて、達成できるまで数年間かけて勉強できるようにすべきだった。日本人の子供でも、9年間は義務教育で国語を学ぶのだから」

第2に、教師の資質・教授法の問題である。時期にもよるが、中国語に堪能な日本語教育の専門家を確認できなかったようである。

*「先生は日本語や教育の専門家ではなく、定年退職後の普通の会社員だった。中国語ができる先生は、一人もいなかった。私達は大人だから、日本語を自然に身につけるのではなく、翻訳というプロセスを通して学ぶ。中国語をある程度、知っている先生でなければ、私達に効率的に教えられない」

「まじめに教えてくれず、適当にやっていた。先生が日本語を教えるのではなく、生徒どうして雑談するようなものだ。先生はアマチュアで教え方があまりうまくなく、中国語もできないので何を説明しているのか分からず、皆、なぞなぞを当てるようで、戸惑うばかりだった。日本語の基礎がある人なら、中国語のできない先生でもいいが、全く日本語がわからない私達は無理だ。学習者をレベル分けして、それぞれにあった教材・教え方が必要だが、人数の関係からか、それもできていなかった」

第3に、残留孤児自身の高齢化も学習の困難を助長した。別稿で

みた如く、永住帰国時の彼らの平均年齢は47.7歳、特に1988年以降の帰国者は50.2歳に達していた¹²⁾。

*「帰国時、50歳を越えていた。同じ先生から習っても、子供達(二世)はずっと早く日本語を覚え、どんどん上級クラスにいった。私達はずっと初級クラスだ。一日でたくさん教えられても全然、頭に入らない。後を覚えるとなを忘れ、無理に覚えようとするとう頭痛くなった」

「子供達はすぐ覚えたが、私達は高齢で右の耳から左の耳に抜けた。今日覚えても、明日忘れ、頭の中にほとんど残らなかった。先生は『努力が足りない』と私達を責めたが、私は『50歳をすぎて、こんなに努力して、あいうえおから勉強している。そんなに簡単にできるようになるのか、先生、考えてみてください』と反論した」

第4に、残留孤児は今後の日本での生活に大きな不安を抱き、おちついて日本語学習に取り組めなかった。

*「日本に帰国したばかりで落ち着かなかった。肉親は見つからず、慣れない国に来て、すべてが不安だった。身元保証人との関係、仕事、子供の就職等、これからどうなるか不安で、あれこれ考えざるをえなかった。私達の心は、日本語の勉強ではなく、日本で安定した暮らしができるかどうかに向かっていた。そんな中で、どうして勉強できるのか」

「日本語の授業は、時間つぶしのようなものだった。教室で、私達は中国語ばかり話していた。来日したばかりでこれからどうなるか不安がいっぱいで、少しでも情報交換したかったからだ。仕事のあてもなく、どこに住むのかもわからず、毎日が不安だった。中国での仕事もやめ、家財も売って来たので、今さら中国に帰れない。子供も外出すると迷子になるのが恐ろしく、教室の窓に座ってじっと外を見るばかりだ。海に飛び込みたいような鬱屈した気分で、日本語の勉強をしようという気には全くなれなかった」

第5に、子供をまだ中国に残しており、家族の再結合に不安を感じていた残留孤児も少なくない。なぜなら別稿で詳述するが、日本政府は残留孤児の子供の国費での同伴帰国を、20歳未満・未婚者に限定したからである。この点でもまた残留孤児達は、おちついて日本語の学習に取り組める精神状態になかった。

*「定着促進センターの日本語教育が役立つなんて、国際的な冗談だ。私の子供や孫は、まだ中国にいた。私達は身体は日本にいたが、心はまだ中国にいた。先生はいろいろ教えていたが、私は『中国の子供達は大丈夫か、孫は元気か。いつか日本で再会できるのか』とばかり考えていた。夢に見るのも中国のこと、孫のことだった。国際電話をかける金もない。手紙は書いたが、1~2カ月かかる。若者でも、遠くに行くとう家族を想うだろう。私達年寄り、はおさらだ。そんなおちつかない中で、日本語の勉強に専念しろと言われても、無理だ」

「私は来日前、社宅に住んでいたもので、私が来日すると中国においてきた子供には家もない。息子は婚約者の家に居候していた。子供が日本に来られるかどうかともわからない。こんな状態で、勉強する気持ちになれないだろう。子供のことを解決して

安心させてから、おちついて勉強させてほしかった」

第6に、教室での日本語学習に、俗語や方言、職場に必要な用語への対応の点で実用性がなく、そのため「役に立たなかった」と評価する残留孤児もいる。

*「職場で実際に使うのは、俗語ばかりだ。教室で習った日本語を職場で使うと、誰も相手にしてくれない。職業に関する日本語の勉強も、全くなかった。また日本語教育は標準語だったので、関西弁はますますわからなかった」

「教室で習った敬語や挨拶で、生活に本当に必要なものではなかった。職場や実際の社会で使う単語は、教室で習う単語と違う。職場で『箒、もって来い』と言われ、『どこにあるか』と聞くと、『向こう』と言われたが、わからなかった。職場で私が『おはようございます』と言うと、まわりの人は『おす』と言う。意味がわからず、相手が怒っているのかと思った」

そして第7に、残留孤児の識字能力の問題があった。44名のうち18名は、中国語の読み書きが「ほとんどできない」または「日常も問題がある」と感じている。中国で十分な学校教育を受けられず、非識字の人が少なくないのである。この場合、日本語の読み書きの習得が困難となり、机上の学習への精神的重圧も増す。たとえ近くに日本語教室があっても通わない人もいた。しかし逆に、中国で教育を受けられなかったからこそ、日本語をはじめとする十分な教育を受けたかったと語る人もいる。

*「一日も学校に行っただけがないから、中国語の読み書きはできない。読み書きできれば、日本語の勉強にも役立つだろう。だから私は、不遇な運命だったと思う。近くに日本語教室があり、誘われたが、字の一つも読み書きできないのに、行っても無駄だと思い、行かなかった。私は小さい頃、養母達によく頭を殴られて、頭の中は混乱している。何か覚えろといわれても、無理だ。日本語教室に入ったら、どんなふうにも頭を使えばいいのかわからず、戸惑うばかりだ」

「私は中国で1年間しか教育を受けていないので、自分の名前しか読み書きできない。中国で満足な教育を受けられなかった分、せめて日本できちんとした教育を受けたかった。日本人なら、少なくとも9年の義務教育を受けていただろう。私は読み書きできないので、日本語の習得におさら時間がかかる」

第3節 日本語の壁

調査時点で、日本語の会話は、「日常生活でも困る」が20名、「ほとんどできない」が19名で、計39名を占める。日本語の読み書きは、「ほとんどできない」が33名とさらに多い。「相手が早くしゃべったり、電話だとほとんどわからず、初めての相手だと話し方に慣れていないので聞き取れない」、「漢字で見当をつけているだけだ。でも日本と中国の漢字は違うし、読み書きは無理」等の声が聞かれる。特に1988年以降の帰国者は、会話も読み書きも「ほとんどできない」人が多い。

日本語の問題で悩んでいる人は、40名に達する。特に1988年以降の帰国者は全員、日本語の壁に悩んでいる。

日本語の壁は、日常生活のあらゆる場面で実感されている。

まず第1は、病院への通院、買い物、行政との対応等、実用的な不便である。特に病院での言葉の壁は深刻である。

* 「診察してもらいたいが、言葉が通じないから、来日後、病院に行ったことはほとんどない。病状を説明できないし、医師の説明もわからないからだ。以前、一度だけ病院に行って筆談したが、悪い想像が膨らみ、よけい不安になった。薬を間違っ

て飲むのもこわいので、飲まないことが多い」

「発酵用のイーストを買いにスーパーに行ったが、日本語で何というかわからず、置き場所もわからなかった。店員に身振りで聞こうかと思ったが、あきらめて帰った。どこに行っても話すのを控えてしまう。筆談と手振りで問題を解決するしかないが、できることがすごく限られる。役所では筆談するが、少し難しい問題になると、わからない」

第2に、孤独・孤立にさいなまれることである。これについては別稿を用意するが、「周囲の人と話ができないため、毎日、泣いて暮らしていた。電話に出て、もし相手が日本語でしゃべったら、私はすぐ電話を切る。一人で家にいる時、誰かが家にきても、絶対に返事をしない。ドアも開けない。隣に住んでいる人ともせいぜい頷いて挨拶するだけだ」等の声がある。

第3に、悩みや感情を打ち明けられない精神的苦痛、および趣味や娯楽も限られることからくるストレスである。「日本語ができず、周囲から日本人とみなされない」こともストレス要因となっている。

* 「言いたいことが腹一杯あっても何も言えず、ストレスがたまる。言えれば、せめて気分が晴れるのに。日本語で罵ることさえできない。うちの家族はまわりでは中国人と見られている。日本人として認められず、精神的につらい」

「やっと日本に帰ってこんな目にあうとは、本当に悲しい。耳も目も口もまるで障害者になってしまったようだ。私達残留孤児は何級障害者なのか。テレビをみても、全然笑えない。日本の新聞や雑誌、本も読めない。たまに中国のテレビ番組をみて気を晴らすのが、日本に帰って、こんなにストレスがたまるとは思わなかった。話し方・発音が違うため、今も職場で中国人と言われている。悲しく、つらく、悔しく、気持ちのやり場がない。50歳にもなるのに、なぜ私は自分の母国語ができないのか」

そして第4に、就職、選挙での投票、社会運動等、日本での社会生活にも大きな支障が生じる。就職の困難については次章で詳述する。政策・公約がわからないため、選挙に行かない残留孤児も多い。残留孤児は国家賠償訴訟を提訴したが、弁護士・支援者との連携・相互理解においても、言葉の壁は大きな問題となった。

なお日本政府は1988年以降、自立指導員が日本語教育の相談等を行うこととし、また医療機関や行政機関との通訳を担当する自立支援通訳の派遣も実施した。しかし上記の残留孤児の生活実態をふまれば、これらの行政措置も不十分だったといわざるを得ない。

そこで対象者の多く(36名)は、日本政府が日本語教育について十分な責任を果たさなかったと批判している。

* 「日本語教育の面で、日本政府は無責任だった。単なるみせかけで、いい加減にあしらうだけだった。もちろんおかげで『あいうえお』は覚えた。でも日本人と交流して、日本で普通に生きてい

表4 日本語・中国語の能力

帰国年次		1976年～	1988年～	計
日本語 会話	全く問題なし	1	-	1
	日常は困らない	4	-	4
	日常でも困る	11	9	20
	ほとんどできない	2	17	19
日本語 読み書き	全く問題なし	-	-	-
	日常は困らない	2	-	2
	日常でも困る	7	2	9
	ほとんどできない	9	24	33
中国語 会話	全く問題なし	17	25	42
	日常は困らない	1	1	2
	日常でも困る	-	-	-
	ほとんどできない	-	-	-
中国語 読み書き	全く問題なし	9	9	18
	日常は困らない	3	5	8
	日常でも困る	2	-	2
	ほとんどできない	4	12	16
日本語悩みあり		14	26	40
日本語教育に問題あり		16	20	36

資料：実態調査より作成

くのに必要な日本語レベルにはとても達しない。継続的に勉強できる場所も、紹介してくれなかった。必要な時に、必要な日本語教育を受けられる体制を整えてほしかった」

「日本政府は形式的に日本語を勉強させただけで、実際は放置した。継続的な教育もなく、私達が日本語でどのように困っているか、行政に聞かれたこともない。帰国者に日本語を継続的に教え、励まし、頑張れるような環境を作るべきだった。日本語ができないのは、私達の自己責任ではない。私達も中国に棄てられなければ、日本語ができたはずだ。日本で数カ月暮らせば、自然に日本語ができるようになると思っていたなら、日本政府はあまりに非現実的で無責任だ」

しかも日本語教育の不十分さは、後述する自立の強制とも表裏一体であった。残留孤児はこの点でも憤りを感じている。

* 「定着促進センターでも自立研修センターでも、一番不満なのは、とにかくすぐに働け、自立せよとばかり言われ、長期間、集中的に落ち着いて日本語を学べなかったことだ。『生活保護で暮らすのは恥だから、自立するために日本語を早く身につける』と強制される雰囲気では、焦るばかりで、おちついて勉強できない。日本語ができないのは、私達の責任なのか。定着促進センターで4カ月、その後も含めて1年ほどの日本語教育で、本当に自立して生きていける日本語が身につくと思っているのか。それで身につかなければ、それは私達の自立心が足りないということなのか。どう考えても理不尽だ」

「集中的な日本語学習は4カ月だけで、それが終わると、すぐ自立しろと言われた。できるわけがない。幼稚園の子どもより日本語が下手なのに、自立できるものか。日本人の子供でも、9

年は義務教育を受ける。実際の日本語の水準を問わず、とにかく早く自立せよと迫られるのは、理にあわない」

もとより残留孤児達は、就労等を通して実践的な日本語を習得していった。しかし早期の就職を強制され、また劣悪な職場環境の下、日本語学習の時間や意欲を殺がれたと語る人も少なくない。

*「無理やり働かされた結果、日本語を勉強する時間も余裕もなくなった。仕事を通して勉強できたらいいと思ったが、とても無理だ。工作中、ボスはただ『おう』とか、『こうしろ』と言うだけで、日本語の勉強にはならない。職場では、私に気を使って丁寧に話すような人はいない」

「職場で日本語がわからず、殴られたり、罵られたりしたから、日本語を勉強する気がますます失せた。私が職場で覚えたのは、人を罵倒する日本語ばかりだ。日本語など分からない方が楽だと思っている。わからないことがあっても質問しない。質問すれば、ますます怒られるだけだ。職場で日本人の同僚はよく笑ってしゃべっていたが、私は一度も笑ったことがない。これは大げさではない」

第3章 職業

本章では、帰国後の就職状況についてみよう（表5～8参照）。

第1節 職歴

本稿の対象者の多くは帰国して数年後、就職した。来日後、一貫して無職だったのは44名中12名にとどまり、その多くは心臓病・脳膜炎・肺疾患等の疾病を抱えていた人達である。

ただし就職できた人も、中高年になってから帰国し、日本語が不自由な中での職探しは困難を極めた。いくつもの職場で門前払いされた体験をもつ人が多い。

*「日本語が話せない上、もう年齢だから、就職には苦勞した。何をどうすればいいか、全くわからなかった。中国人とみられると、まず採用してくれない。電話をかけても、飛び込みで会社を訪問しても、すべて門前払いだ。次々に断られた」

また、たとえ就職できても不熟練労働の非正規雇用が多い。日本で14年間以上、就労できた人も、8名しかいない。

こうした中でも帰国後の職歴は、帰国年次および性別によって大きく異なる。ここには、①帰国時の日本経済の景況、②帰国が遅延した残留孤児は帰国時点で特に高齢化していたこと、そして③日本の労働市場における性別分業の3つの要素が影響している。

すなわちまず1987年以前に帰国した男性の多くは、日本で14年間以上の職歴を確保しえた。また転職を重ねる中で一定の専門性を生かした仕事、自営業または常雇に移行しえたケースが多い。

その第1は、中国で身につけた職業技術を活用したケースである。旋盤工や特別の縫製は中国の技術がそのまま日本でも通用した。医師はかつての専門性の一部をリハビリ補助等に応用した。

*「私は中国で旋盤工で、技能コンテストで優勝した。それを生かして帰国後も旋盤工として就職した。その後、自分で鉄工所を開いた。残留孤児が起業したので、テレビで報道された」

表5 日本での職業生活の概要

		帰国年次		1987年以前		1988年以降		計
		男性	女性	男性	女性			
勤務年	14年～	7	1	—	—			8
	9年～	1	4	3	—			8
	1年～	1	2	7	6			16
	なし	—	2	4	6			12
勤務期間≥無職期間		8	4	5	—			17
勤務期間<無職期間		1	5	9	12			27
職歴	MA 自営	3	1	—	—			4
	常雇専門的職業	1	—	—	—			1
	非正規専門的職業	2	1	—	—			3
	常雇不熟練	5	2	4	—			11
	非正規不熟練	3	7	6	6			22
	なし	—	2	4	6			12
転職回数 (無職除く)	3回～	3	2	1	—			6
	1回～	1	2	3	1			7
	なし	5	3	6	5			19
現職	自営	1	1	—	—			2
	常雇専門的職業	1	—	—	—			1
	常雇不熟練	1	—	—	—			1
	非正規不熟練	—	—	2	—			2
	無職	6	8	12	12			38
計		9	9	14	12			44

資料：実態調査より作成。

「私は中国で12歳から縫製一筋だ。帰国前はワイシャツ縫製工場の技術課長代理だった。日本の顧客から名刺をもらったこともあり、帰国後、その名刺を頼りに貿易商社に履歴書と手紙を送った。私は中国で日本に輸出するシャツのデザイン・品質管理・技術指導をずっとやってきたから、採用の面接試験で合格した。入社後、中国から輸入するシャツの検品に従事した」

「中国で医師だったので、病院で鍼灸や漢方の知識を提供しながら、リハビリの補助をした。日本の医師資格はないので医師の仕事はできないが、按摩や鍼灸のつぼの指導に当たった」

第2は、中国語・中国文化を生かした就職である。自営業が多い。

*「貿易会社で、普段は工場で包装をして、中国からの顧客があれば、中国語の翻訳通訳をした。その後、夫と2人で上海と神戸に事務所をおき、貿易会社を起業した」

「満州亭という肉饅屋を開業した。店名は、父が満州で死に、私が満州から帰ってきたことを記念した。仕事はきつかったが、満州帰りの人々が常連客になってくれ、繁盛した」

第3は、体力・肉体的強靱さを生かした常雇での就職である。これは中国でも不熟練労働に従事していた男性に多く見られた。

*「鉄工所で鍛造の仕事。きつくて危険だが、私のような人間が楽な仕事ができるはずがない。私にあるのは体力だけだ」

「カーテンの穴をつけたり、棒を切断したり。機械の速度に合

わせて手早く作業しなければならず、数や色を間違えると大変なことになる。検品も厳しく、緊張の毎日だった」

一方、1988年以降まで帰国が遅延した残留孤児、特に女性は、一貫して無職、またはせいぜい8年以下しか就労できず、無職期間の方が長かった。転職も少なく、不熟練労働の非正規雇用にとどまる。

*「私のような年寄りが、言葉もできない日本で仕事を探すなど、大変なことだ。いい仕事は最初からこちらには回ってこない。日本人でも失業者がたくさんいる。日本人のやりたくない仕事だけが、こちらに回ってくる。きつく、給料の低い、いつ解雇されるかわからない不安定な仕事しかない。それが現実だ」
「仕事は選べず、危険な土木の重労働の派遣しかない。給料は当然、派遣会社にピンハネされる。会社から1万円もらっても、私に実際に入るのは8000円だ。私のような年齢で日本語もできなければ、中国で身につけた電気や設計の技術は生かせない」

そしていずれにせよ現在、本稿の対象者はほとんど退職し、無職である。かつて常雇だった男性の多くは、55～60歳で定年退職した。非正規雇用だったケースは男女とも、病気・労災・倒産等で退職を余儀なくされた。女性には、家族の看病・介護等の理由で退職した人も多い。退職後、職業安定所に登録するなど、就職活動をした人もいたが、再就職は不可能であった。

今も就労している数少ないケースは、「空き缶拾いで、月2万円ほどの収入」、「掃除の臨時雇いを週3日でそれぞれ半日だけ。月収は5万円前後」等、家計補足的な仕事である場合が多い。

第2節 労働条件

では次に、残留孤児が働いてきた職場の労働条件をみていこう。ここでは帰国年次や性差を問わず、多くの共通した問題がある。

まず第1に、日本語の壁である。「指示がわからず、身振りで判断して仕事をしてしたが、よく間違えて解雇された」との声もある。

*「溝を掘る時、違う方法を社長にいくら説明しても言葉がわからず、聞いてくれなかった。私のやり方が正しくても、間違っているといわれた。社長に『馬鹿』と罵られ、私は反論したが、これも通じなかった」

「言葉が通じず、よく皆に笑われた。例えば、カミソリを頼まれたが、私は『雷はない。晴れ』と答えて、何日間もからかわれた。『ポンプを修理しろ』と言われたが、私は『ほんぶ(本部)』に行った。宿泊客やフロントから頼まれた品名を間違えることも多く、その度に叱られた」

第2は、差別である。これは日本語の壁とも関連するが、それだけにとどまらない。①中国人とみなした蔑視・排除、②賃金格差、③きつい仕事・誰もやりたがらない仕事の押し付け、④上司ではない同僚による一方的使役、⑤仕事上のミスの責任転嫁、⑥職務上の有能に対する嫉妬、⑦暴力、⑧労災の無視等、多様な発現形態をとった。これらに対する残留孤児側の対応もまた、ある時は黙って耐え、ある時は口論を挑み、ある時は無能なふりをしてやりすぎし、ある時は一人で怠業し、ある時は別の職場を探し、ある時は集団で立ち向かうなど、多様であった。

表6 職種内容

専門的 職業	男性	輸入シャツ検品、旋盤工
	女性	通訳、リハビリ補助
自営業	男性	肉饅店、中華料理店、金属加工業、 (空き缶回収)
	女性	貿易
常雇	男性	塗装工、左官、事務用品運搬、電力会社、 皮革製造、清掃、プラスチック加工、 鋳物仕上、ゴルフコース管理、カーテン製造、 鍛造、機械修理
	女性	炊事・皿洗い、電機部品製造、皮革加工
非正規 雇用の 不熟練 労働	男性	土木、清掃・雑用、廃品回収、焼き鳥製造、 食品製造
	女性	食品製造、包装工、焼き鳥製造、清掃、縫製、 店員、電線端子製造、炊事・皿洗い、部 品研磨、自動車部品製造、靴製造、電機 部品製造

資料：実態調査より作成。

*「職場で『支那人だから、中国に帰ったら?』と何回も言われ、だんだん気持ちが悪くなった。それで転職せざるをえなかった。仕事は他の人よりできたが、日本語が十分でないため、日本人と認められず、同僚にいじめられた。仕事をいくらがんばっても、他の日本人と同水準の賃金はもらえなかった」

「私は中国人と思われていた。まわりの人は私のそばで『失業者が多いのは、日本に大勢中国人がきて、日本人の職を奪ったからだ』と、わざと大声で言った。きつい汚い仕事があれば、私にやらせるのは当然だ。私はよく働いてもほめられず、ミスがあればすぐ叱られた。他人のミスの責任を押し付けられ、職場の日本人と口げんかしたこともある。でも私は言葉が通じないので、自分が正しくてもうまく言えなかった」

「仕事でまちがえると、同僚に『中国人だから、だめだ』『中国に帰れ』と罵られた。中国で技師だったと言うと、よけいにいじめられ、悪口を言われた。それ以来、技師だったことは言わないようにした。私が無知であるほど、日本人はうれしいようだ。日本語をうまく話せないで、同僚と給料で差をつけられ、悔しい思いもした。日本人はたとえ上司でなくても、自分で仕事をせず、私にあれこれ指図して働かせた。その人以上に働いているのに、もらう給料はその人より少なかった」

「中国人と言われ、いたる所で差別された。若い新米の日本人が、私のような60歳をすぎた年寄りをあごで使う。社長も『日本人の言う通りにしろ』と、私ばかり叱る。新米の仕事である重労働を、よく押し付けられた。私は日本に来て、地獄に落ちたようだ。職場で殴られたことも2度あるが、こちらが手出しをすれば解雇されるので、我慢して耐えた。つらかった」

「きつい仕事があると、私がやらされた。化学薬品が私の目に入った時、言葉がわからないのをいいことに、水で洗ったら大丈夫と言われ、病院に行かせてもらえなかった。それで目が悪くなった。会社は12万円で沖縄旅行を組織したが、私達はお金が無いとも言えず、ただ用事で行けないと言うしかなかった。

そんなことが何回もあると、だんだん皆、私達を排斥するようになった。また日本人は、3時におやつを食べる習慣がある。これに私が参加しないと、中国人は付き合いが悪い、けちだと軽蔑された。『班長』という字が皆、書けず、私が書いてやった。すると皆すごく不服で、ますますいじめられた。その後、何を聞かれても分からないと答えるようにした。日本人の前では、自分はだめであることを演じないと、いじめられる。いつも彼女らより低い立場にいればいいのだと悟った。他人がミスをして私の責任のように言われ、反論しようにもうまく話せないで黙って耐えるしかなかった」

「同僚がやりたがらない危険で汚い作業を、いつもさせられた。日本人労働者は私ほど仕事ができない。私は、機械の故障がすぐわかる。それで教えると、日本人労働者は口実をみつければ、私をいじめた。『アホ』『ばか』『会社をやめろ』と言われ続けた。時には私も怒り、彼らを殴ろうとして脅かした。日本人とは何も話さずにいれば、何も起こらないから、できるだけ話さないようにした時もあった」

「日本語ができないと軽蔑され、罵倒された。きつい仕事があれば、『中国人にやらせろ』と言う日本人もいた。私は怒って、一人で現場でストライキをしたこともある。納期に遅れるので、社長は突然、優しくなり、私をなだめた。私も、私が言われてきたとおり、『ばか、アホ』と言いつつ返してやった。同じ仕事をして、給料は日本人が1万2000円なら、私は1万円にされた」

「炊事場の料理長が、私に皿を持ってこいと言ったが、私はまちがえて茶碗を持って行った。それで、よく『アホ』と怒鳴られた。日本に来て初めて覚えた単語は『アホ』『ばか』『ボケ』だ。まわりの人よりきつい仕事をしていたが、まだ足りないとか、怠けているとか言われた。日本語で弁解できないのをよいことに、仕事のミスを自分のせいにされたことも多かった。何かある度に、同僚から『中国人』と呼ばれ、失敗すると『やっぱり中国人だなあ』と馬鹿にされた。私はある時、思い切って反抗した。それでそのようなことはだんだんなくなった」

「私達が鉄パイプの撤去作業をしていると、監督が『中国人は遅いんだよ』と言い、上に乗って乱暴に鉄パイプを投げ落とした。下にいた私達は、本当に危なかった。それで皆、怒った。私も頭にきて、鉄パイプを手にもち、監督を殴ろうとした。監督は私達のことをいつも『中国人』と言っていた。中国人でどこが悪いのか。中国人も人間だ。監督はどこかに逃げて隠れた。私達は数人で、彼を殴ろうと探した。警察がきた。私達は、筆談で警察に事情を説明した。翌日、工場長がきて、監督をくびにした。職場では、中国人どうしが中国語で話すと、日本人は悪口を言われていると思い、疑心暗鬼になる。そして中国人の仕事を増やし、ばらばらにして、互いに話せないようにする」

第3は、長時間・高密度の重労働である。サービス残業も横行していた。

*「温泉旅館で、朝6時半から夜11時まで炊事場と洗いの仕事を両方させられ、きつかった。倒れたこともある。でも病院にも行けず、誰も気にしてくれなかった。忙しい時は本当に忙しく、深夜1時まで寝られない。腕を上げて髪の毛を梳くことさ

表7 労働条件の問題

帰国年次	1987年以前		1988年以降		計
	男性	女性	男性	女性	
日本語	8	7	9	5	29
差別	8	5	7	2	22
きつい	3	4	9	4	20
低賃金	5	4	8	2	19
労働文化の差	4	3	6	2	15
長時間労働	3	3	4	2	12
人間関係	3	1	4	2	10
危険	2	1	4	1	8
仕事が単純	-	1	5	1	7
その他	2	3	5	2	11
計	9	7	10	6	32

資料：実態調査より作成。

えできないほど疲れた。このままではだめだと思って転職した」

「生産ラインでの仕事は、本当に疲れた。電線を1日最低7000本、作らねばならず、毎日、残業だった。休む間もなく手を動かし、休憩時間以外はトイレにも行けない。機械の速度に合わせ、間に合わないと、次の作業に支障がでる。昼食も急いで食べ、土日もよく出勤した。私は一日も休暇を取ったことがない」

「外で強い日ざしをあびて働いた。鉄板は熱く、気温も38度もあり、監督は早く、早く、早くと催促した。私達は機械のように働かされ、腱鞘炎にもなった。朝8時からだが、実際は7時から仕事を始め、夕方40分のサービス残業をしなければならぬ。そこは中国人(帰国者)が多い職場だから、皆でサービス残業はせず、5時で終わりと決め、管理職の人に言った。すると、1万2000円から1万円に減給された」

「日本に来ると仕事のテンポがすごく早い。休憩時間は5分しかない。その間に皆、一生懸命、タバコを吸った。とても疲れた。管理が厳しく、出勤すると牢屋に入っているような気分だった。残業手当は、リーダーが残業と認めなければ、たとえ勤務時間を越えても出ない。日本ではこれをサービスという。私はこれが大嫌いだ。朝は5時頃に起きなければならない。形の上では8時間労働だが、実際は12時間以上で非常に疲れた」

第4は、低賃金である。賃金だけでは生活できず、生活保護で補完していた残留孤児も少なくない。

*「最初、言葉もできず、仕事もできるかどうか分からないので、一日4000円だった。その後、一日5000円になり、嬉しかった。いろいろ引かれて、月に8万円位だ。残業手当も無欠動手当もなかった。給料は、本当に気持ちだけだ。次の職場の焼鳥屋では時給550円で月給12～13万円になった」

「日本語ができないから、日本人と同じ仕事をして、私の方が安かった。全然言葉を使わない作業なのに、退職まで時給は680円で上がらなかった。1カ月休みなしで毎日、残業しても、手取りは月に12万円位しかなかった。生活はぎりぎりだ」

第5は、仕事の方法が中国と異なり、適応が難しかったことである。特に、マニュアルや上司の指示を重視する日本のやり方と、現場での工夫を重視する中国との違和感は大きかったようである。

*「日本では、簡単にできることを、曲がりくねってやらねばならない。日本人はくそまじめだ。工事現場で、日本人と二人で100キロ以上のナベを移動させようとしたが、重すぎて動かなかった。私が棒をテコにしようと言うと、日本人は私の襟首をつかみ、『手で動かせ。動かせる』と怒鳴った。少し考えれば簡単に動かせるのに、半日もかかった。本当に考えが硬い。最後は私の言う通りにした。多分、あの日本人も心の中では私のやり方に賛成だったが、意地をはったのだろう」

「日本人の仕事の仕方は、教条主義だ。上司に絶対服従で、自分で考えようとしなさい。中国の職場では上司に反対意見も言えるが、日本では言えない。私の工場では高温の炉を使うのでとても熱く、40度位になる。そこで水を地面にまくと、製品の品質に影響するからだめだと言われた。本当は、影響しない。現場の人は皆、それを知っているが、上司に反論しない。日本人は本当にまじめだ。日本の職場では自分の意見を率直に言えない。率直に言うと、日本人、特に上司は機嫌が悪くなり、文句をつけてくる。正直者が馬鹿をみる。日本では、人の機嫌を取らねばならない。私は中国で技術職だったから、すぐに自分で工夫して、意見を言いたくなる」

第6は、仕事上の危険である。労災で腕を粉碎骨折したり、落下事故で退職を余儀なくされた人もいる。厨房で滑って骨折したり、焼き鳥の串刺し作業で腱鞘炎になった人もいる。職場での事故が労災として容易に認定されなかったケースも少なくない。

*「フライス盤に腕を巻き込まれて粉碎骨折した。5回も大きな手術をして腰と足から骨をとって移植し、神経や骨もつないだ。会社は私が社員ではなく、自営業として仕事をしていたと言いつ張り、労災と認めなかった。私は入院しているので何もできず、娘が何度も足を運び、また地域の労働者支援組織の助けもかりて、ようやく労災が認定された」

「土木工事の現場で、足場から落ちて両足のかかとを骨折した。3ヶ月入院して、手術も受けた。怪我の危険性など、ボスは全く気にしていなかった。それに注意されても、言葉がわからないこともあり、なおさら危険だ。会社は労災保険に加入してなく、自費で治療しなければならなかった。リハビリに1年半かかり、再び仕事をすることはできなくなった」

第7は、職場の人間関係の悩みである。これも、日本語の壁や差別と関連する。しかし、日本人労働者どうしの関係を含む人間関係の悪さや希薄さもみられた。

*「規定時間内に仕事を終わらせなければ、すぐ殴られた。上司が、時間内に終わるはずがない仕事を強制するので、私は疲れて果て、何回も病気で倒れた。それで私はオーナーに事情を話して規定時間を30分延ばしてもらった。すると上司は、掃除の仕方が違うとか言いばかりをつけ、私を殴るようになった。私が直接、オーナーに頼んだから、その仕返しだ。その上司は、私だけでなく、皆をいじめた。それで仕事を辞めたり、追い詰

められて自殺した人もいた。同僚は皆、その上司を恨んでいた。皆がサボっている時、私は見張り番をして、上司が来ると皆に『ファー（危険）』と知らせてやった」

「同僚は、仕事が終わると必ず酒を飲みに行く。私は金がないが、つきあわねばならない。毎日残業が終わる7時から、何軒もハシゴして飲み、互いにくだらないう慢話をする。私は翌日、二日酔いですごく苦しい。土曜日や給料日には必ず2本ほど酒を買って来て、工場で飲む。最初は仕方なくつきあっていたが、耐えられず、付き合いなくなった。すると残業をもらえなくなり、収入が激減して困った」

「日本の職場で、いい人間関係になるわけがない。朝、ちょっとうなずいて挨拶する。それだけで丸一日、聾啞者になったみたいだ。10分間休憩があっても、トイレに行くだけで、全然しゃべれない。中国では同僚と一日中しゃべれないなど、考えられなかった」

「病気で入院した後、一方的に職種を変えられた。私は中国で2回手術をしたことがあるが、会社や同僚は皆、優しく配慮してくれた。でも日本の職場は全く違い、冷たくて、ショックを受けた。私は入院以前から、交通事故の後遺症で立ち仕事は無理だった。そのことを知りながら、会社は私を立ち仕事に配置換えした。要するに会社は私をやめさせたかったのだろう」

第8に、雇用の不安定である。倒産・リストラで解雇された孤児も多い。解雇に至らなくても、不況下で仕事が激減したり、常雇からパートに一方的に雇用形態を変えられた人もいる。

*「工場が経営難でリストラされた。8名の工員のうち3名が解雇され、私は言葉がわからず、体力もないとして3名のうちの一人に選ばれ、解雇された」

「医療保険や厚生年金はいっさいない。最初、言葉がわからないから、契約内容を全然知らずに勤めはじめた。後で、何もないとわかった。退職しても失業保険もない。仕事は不安定で、仕事が多いと嫌でも残業で、仕事がない時は給料がない。社長は、従業員を人間とはみていない」

「実際は雇われているが、形式的には個人の自営になっていて、厚生年金がない。国民年金は会社と自分が半分ずつ負担する。退職金もない。仕事が減っていて、しかもこの齢になると、優先的に減らされる。自宅待機が多く、先月は12万円しか給料がなかった。ここ6～7年で仕事が半分に減った」

最後に第9として、中国での専門が生かせないことである。この不満は多数とはいえないが、中国で専門職・管理職だった残留孤児にとっては深刻な問題である¹³⁾。

*「中国で医師として22年間、働いてきた。鍼灸の技術を生かして日本でも仕事をしたかったが、日本で鍼灸師の資格を取るには改めて研修を受け、国家試験を通らねばならず、授業料が数百万円かかる。それで断念せざるをえなかった」

「中国で技術研究員だったが、日本に来ると、言葉が分からないというだけで、肉体労働しかさせてくれない。機械を調整する時、私がちょっとのぞくと、すぐ他の仕事に行かされた。すごく腹が立った。『私が昔、やっていた仕事は、あなたたちが今、

やっている仕事よりずっと技術的にレベルが高いよ』と内心で思い、彼らを軽蔑した。中国にいたら、誰がこんな仕事をするのか？ しかも仕事内容が頻繁に変わる。明日の仕事は今日はわからず、午後の仕事は午前中にはわからない。ただその場で命令された通り、動くしかない。これは大嫌いだ。中国にいた時は、自分で仕事の内容や方法を考えていたし、仕事を途中で邪魔されるような無礼なことはなかった」

第3節 職業斡旋

さて、残留孤児の就職は、いかなる手づるでなされたのだろうか。

まず最も多いのは、自分自身で探したケースである。これは1987年以前の帰国者に特に多い。比較的早期に帰国した残留孤児は、誰にも頼らず自分自身で就職先を探しかなかったともいえるし、当時は日本経済が好況で自分自身で仕事をみつけられたともいえる。ただしそれでも前述の如く、何度も門前払いを経験したあげくの就職であり、それだけに就職できた時の喜びは大きかった。

* 「いろいろ回ったが、幾つ目かの会社に飛び込んで受付の人に仕事がしたいと言うと、人事部長が対応してくれた。うまく話せず、筆談と身振り手振りで必死に願い出たが、現場作業員として採用してくれた。当時、日本は景気がよく、仕事が人を探すという状態だったから就職できた」

「諦めずに役所やチラシの情報を調べていた。ある日、家のポストに入ったチラシを見て、すぐ電話をかけた。意外にも面接してくれた。中国では仕事は国家が配置するので、就職活動など初めてで、結果が出るまでの1週間、とても緊張した。1週間後、採用するとの電話があった。うれしくてたまらなかった」

次に多いのが、帰国者仲間の紹介である。1988年以降の帰国者に特に多い。不況下、しかも帰国が遅れて一層高齢化した残留孤児が自力で就職先をみつけるのは困難だったが、先に帰国していた残留孤児達が就職先を斡旋したのである。就職を斡旋した帰国者は、日本での近隣や日本語教室での知人、中国の同郷者等であった。

一方、職業安定所や自立指導員・身元引受人等の公的な諸制度は、就職の斡旋にはあまり役立たなかった。

職業安定所で就職を斡旋されたのは3名のみで、しかも1987年以前に帰国した男性に限られていた。むしろ職安に行っても、「日本語ができないため、障害者の窓口に行かせられ、仕事は見つからなかった」、「『あなたは50歳をすぎて、病気もある。言葉もできない。日本人でもなかなか仕事が見つからないのに、あなたに仕事があるはずがない』と断られた」等と語る残留孤児が多い。

自立指導員や身元引受人に就職を斡旋された人も5名にとどまり、主に女性の不熟練労働の非正規雇用である。また私費帰国者の帰国時の身元保証人の一部は、自ら経営する企業で低賃金労働者として残留孤児を雇用了。

* 「自立指導員は、自分の友達の社長の会社に私を紹介した。その職場はとてもきつ、普通の日本人は寄り付かず、いつも人手不足だった。あまりにきつ、私も身体を壊した。その自立指導員は、残留孤児の家族を次々に、その会社に斡旋していた。労働条件について自立指導員に苦情を言っても、『贅沢を言うな』とまともにとりあってくれなかった」

表8 就職斡旋

帰国年次		1987年以前		1988年以降		計
		男性	女性	男性	女性	
手 づ る	自分	3	6	3	2	14
	帰国者	2	2	5	2	11
	家族・親戚	2	1	2	-	5
	ボランティア	1	1	-	-	2
	他の知人	2	-	-	-	2
	自立指導員	-	2	1	2	5
	職業安定所	3	-	-	-	3
	不明	1	-	4	1	6
政府 支援	問題あり	6	6	12	9	33
	問題言及なし	3	3	2	3	11
計		9	9	14	12	44

資料：実態調査より作成。

「S会という組織を身元保証人として私費帰国したが、S会の会員が経営する会社で、トウモロコシの粉を加工する臨時雇として働かされた。仕事はきつ、日本語教育もないので言葉もわからず、いじめられた。時給も他の日本人は800円なのに、私達一家は650円だった。賃上げを要求すると社長は、『文句を言うなら、中国に帰れ。他の人は皆、言葉ができる』と怒った。私が『言葉ができなくても、皆と同じ仕事をしているのではないか』と言うと、『黙れ。とにかく日本で教育を受けていないのだから、我慢しろ』と言った。そんなやりとりの末、私は一方的に解雇された。失業保険もなかった」¹⁴⁾

こうした中で、本稿の対象者44名のうち33名は、日本政府の就職支援策に不満を抱いている。

すなわちまず就職の斡旋が全くなかったことへの不満である。

* 「政府・職業安定所・自立指導員・市役所福祉課・定着促進センター等はどこも、仕事を全く紹介してくれなかった。職探しには、何の優遇政策も配慮もなかった。いきなり日本の社会にほうり出し、働けなければ生活保護で暮らせと言うだけだ。日本がこんなに冷たい国とは考えていなかった。政府は、私達残留孤児に仕事を斡旋すべきだ。何から何まで自力で仕事を捜さなければならぬ状態を、改善すべきだ」

「定着促進センターの先生は、『必ず正式の職につきなさい。本人にやる気があれば、正式の職を身元引受人や自立指導員が紹介してくれる。職業専門学校で学べば、もっといい就職が見つかる』と言った。でも全然、話が違う。非正規のきつい仕事しかない。職業専門学校での勉強など、論外だ。自立指導員にいくら頼んでも、仕事は全く紹介してくれない」

また自立指導員や行政は、就職を斡旋しないのみならず、残留孤児に自力で就職先を見つけて働くよう、圧力を加えた。このことは、次章でみる生活保護制度の問題とも関連している。自立指導員が就職を斡旋しても、無理な就労の強制である場合が少なくなかった。

* 「就職先を探したが、日本語ができないので、なかなか見つか

らなかった。それでも行政から、早く自分で就職先を探して自立しろと言われ続けた。自立指導員も頻りに電話をかけてきて、『まだ働いていないの？ どうしてまだ家にいるの？』と催促した。私はやむなく自分で見つけた立ち仕事に働きに出た。でも私はもともと足が悪く、続けられなかった。するとまた、自立指導員は『自立しろ』と責めたてた]

「自立指導員に、『来日して9カ月で生活保護は切られる。必ず仕事を始めなければならない。仕事をしないと、1日も食べていけない』と言われた。私は50歳をすぎ、日本語もできず、病気もあるので、就職先はなかなかみつからなかった。すると自立指導員は、自分の知人の工場を斡旋してくれた。仕事はとでもつらかったが、それでもやむなく働いた。自立指導員に、自分の病気のことを話したが、聞く耳をもってくれなかった。それで私は身体を完全に壊した]

「私はひどい胃潰瘍と診断され、医者からきつい仕事をしてはいけいと言われていた。でも自立指導員に、就職して自立しろと強制された。病気や仕事内容について相談しても、自立指導員はとりあってくれなかった。それで1週間、無理をして働くと、やはり胃潰瘍が悪化して続けられなくなった。その後も、自立指導員に責められて断続的にきつい仕事に出たが、その度に病気が悪化した。身元引受人や自立指導員は無責任だ。とにかくどこでもいいから就職させ、生活保護を停止すれば、自分達の仕事は終わりと考えたのだろう。私達の実際の生活や健康には、全く無関心だった。私は自立指導員に『この仕事はきつくて、とてもやっていけない』と訴えたが、『甘えている。この仕事ができないなら、他に仕事などない』とはねつけられた。それで私は完全に身体を壊した。本当につらかった]

「政府や自立指導員はひどい。本来、まず病気を直し、日本語教育を受けさせてから、働かせるべきだ。しかも政府も自立指導員も仕事を斡旋してくれず、早く自分で仕事を探して自立せよとしつこくせきたるだけだ。私達は50歳をすぎているのに、仕事があるというのか。あるなら紹介してくれればいい。自立指導員に『自分で努力せず、生活保護に頼るのは恥だ』と言われた。まるで私達が怠け者だから働かないかのようだ。私達は中国でずっとまじめに働いてきた。私達をこんな境遇に陥れた日本政府や、私達を責め立てることしかできない役立たずの自立指導員の方が、よほど恥ではないか]

日本政府が職業訓練・職業教育を十分に実施せず、そのため中国での専門や技術が生かせなかったことに不満を抱く残留孤児もいる。1988年以降に帰国し、しかも中国で専門職・管理職についていた残留孤児に、こうした不満は特に顕著である¹⁵⁾。

* 「中国で医師や教師だった人達は、日本で職業訓練すれば、たとえば教師なら学校事務、医師なら医療補助の仕事もできただろう。たとえ言葉が通じなくても、能力を生かした仕事ができはずだ。しかし政府は放置した。私は中国では医師として自立して生活できたのに、祖国の日本に帰国して、なぜこんな苦しまなければならないのか。日本政府が少し援助してくれれば、日本でも能力を生かして自立できたはずだ。中国で学んだ専門を活かせる就職支援制度を、政府はなぜ設けられなかったのか]

「私達の専門と希望を聞き、専門学校に通わせるべきだった。そうすれば、残留孤児はこんなに惨めではなかっただろう。来日前の能力は生かせず、新たな職業訓練もなかった。私達は自分の能力を持ち腐れにして、きつくて危険でやりがいのない仕事につくしかなかった。政府は、私達にどんな仕事につきたいかも聞かず、ただひたすら自立しろ、自立しろと命令するだけだ。私は中国での職歴を書き、翻訳してもらって市役所に提出した。でもそれは、ゴミ箱行きだった。市役所の職員はそれを全く無視して、とにかく何でもいから働いて自立しろと言うばかりだった。しかもどうやって仕事を見つめるかは、自分で考えろという感じだ。私は日本に来たことを本当に後悔した]

日本政府は、1982年からいくつかの転職・雇用に関する既存の給付金を残留孤児にも適用し、1987年から雇用促進事業団による就職時の身元保証を行った。しかし上述の就職・就労実態をみる限り、こうした政府の支援策はあまりに無力だったといわざるを得ない。

第4章 経済

次に、経済状況を分析する(表9参照)。

第1節 年金・賃金・自営収入

調査時点で、本人や配偶者の賃金・自営収入があるのは44名中、1987年以前の帰国者を中心に10名にすぎない。

本稿の対象者の20名は65歳以上、41名は60歳以上で、一般の日本人では年金生活者が多い世代である。しかし残留孤児は日本への帰国が遅延したため、年金の保険料納付期間が足りず、老後も年金では生活できない。

すなわちまず帰国後、安定的就労ができなかったため、厚生年金はないか、あっても極めて少額にとどまる¹⁶⁾。

また国民年金について、日本政府は1996年以降、満額の3分の1(2万数千円)を支給し、保険料を追加納付すれば満額を支給する特別措置を設けた。追加納付は月当たり6000円で、総額200万円前後になる。一部の残留孤児は「月16万円の収入の中から、死に物狂いで173万円を追納した」、「働いて貯めたお金をすべてはたいて220万円を追納した」と語る。しかし大半の孤児は、追加納付する経済的ゆとりがなかった。また追加納付して満額(6万数千円)受給しても、国民年金だけでは暮らせない。総じて年金と賃金・自営収入のみで生活している対象者は、9名にすぎない。

こうした年金のあり方には、39名が問題を感じている。彼らは、保険料の納付期間不足は自己責任ではなく、日本政府の責任だと考えている。それとも関わり、中国での就労期間が年金額に評価されないことへの不満も大きい。

* 「私は13歳から、中国で歯をくいしばって懸命に働いてきた。それなのに老後を年金で暮らせず、生活保護に頼らねばならないのは、本当につらい。私が日本で年金をかけなかったのは、私の責任ではない。日本政府が私を放置して、なかなか帰国させてくれなかったからだ。日本に帰国したばかりの頃は言葉も通じず、年金とは何かわからなかった。60歳をすぎて市役所で聞くと、『もう遅い』と言われた]

「私達は帰国時、もう 50 歳を過ぎていた。中国でいくら長く働いても、日本での年金納付期間が短いから、年金では暮らせない。帰国後、私達は臨時雇の仕事しかなかったので、厚生年金もない。私は 12 歳から 49 歳までずっと中国で働いた。この期間を、年金の納付期間に換算してほしい。政府がもっと早く私達を探していたら、今こんな状況にはならなかったはずだ。私は年金をもらった日に考えた。なぜ我々は中国でも日本でもこんなに働いてきたのに、年金がこんなに少ないのかと」

「私が残留孤児になったのは政府の責任だ。しかも私は中国で 30 年間も働いた。それなのになぜ、中国で働いた分を、年金に足してくれないのか。なぜ、日本で 30 年間働いてきた普通の労働者と同じ待遇を受けられないのか。私が中国で働くしかなかったのは、日本の政府の責任だ。中国に取り残されなければ、日本で働いて年金も払ったはずだ。普通の日本人は老後は年金で暮らせる。残留孤児には、年金で食べていける人はほとんどいない。日本政府は、私達を日本国民とみていない」

「夫も私も中国でまじめに働いてきたのだから、老後はせめて普通の日本人と同額の年金がほしい。私達は中国に好きで残ったのではない。好きで日本への帰国が遅れたのでもない。私達は帰国が遅れたから、年金の納付期間も短くなった。これは日本政府の責任であり、私達の責任ではない。私は日本では 16 年しか働いていないが、中国では 27 年間働いた」

「中国で 32 年間も働いてきたことは全く無視され、日本では年金も受けられない。日本で暮らしてきた日本人は 20 歳前後から 60 歳まで働けば、老後は厚生年金で暮らせるはずだ。でも私達には、年金を納める条件すらなかった。私達の親が中国に渡ったのは、国の呼びかけによる。私達の帰国は、国のせいでもずいぶん遅れた。帰国後も、住宅を用意して、就職を支援し、日本語をきちんと教えてくれていれば、私は仕事できた。私は怠け者ではない。なぜ私達は、日本政府のせいでもこんなに苦労して、しかもずっと働き続けてきたのに、年金さえないのか。中国で一生懸命働いたことや日本で働けなかった事情、国の責任が一切無視され、年金がないのは、どうにも納得できない」

第 2 節 生活保護

そこで大半の残留孤児は、生活保護を受給せざるをえない。調査時点、生活保護受給者は全体の約 8 割にあたる 34 名に達していた。特に 1988 年以降に帰国した残留孤児は、1 名を除き、全員が生活保護で暮らしている。また現在は生活保護を受けていない人も、以前、就職が確保できず、また就職できても十分な収入が得られない時期に、ほとんどすべてが生活保護を受給した経験がある。

こうした生活保護のあり方にも、38 名が問題を指摘している。

まず第 1 に、すべての残留孤児が必要に応じてスムーズに生活保護を受けられたわけではない。私費帰国者には、「生活保護の存在も知らされなかった」と語る人もいる。またいったん就職した人が再度、生活保護を申請しても容易に支給は認められなかった。

* 「日本に帰国して、ずっと働かなかった人は、そのまま生活保護がもたらされた。でも私のように少しでも働いた人が働けなくなって生活保護をもらうのは、すごく大変だった。私は病気で仕事ができなくなり、市役所に生活保護を申請したが、再就職を

表 9 収入の概要

		帰国年		生活保護有無		計
		1987 以前	1988 以降	あり	なし	
内 訳	生活保護	9	25	34	—	34
	年金	9	13	17	5	22
	賃金・自営収入	7	3	2	8	20
	その他	2	—	1	1	4
問 題	年金に問題	17	22	29	10	39
	生活保護に問題	13	25	33	5	38
	老後の生活保障	9	12	15	6	21
月 額	20 万～	6	1	1	6	7
	14 万～	5	2	6	1	7
	10 万～	3	23	25	1	26
	10 万未満	4	—	2	2	4
評 価	とても満足	—	1	1	—	1
	やや満足	—	2	2	—	2
	どちらとも	3	3	3	3	6
	やや苦しい	10	8	12	6	18
	とても苦しい	5	12	16	1	17
悩 み	経済的に苦しい	15	19	26	8	34
	将来が不安	16	23	29	10	39
	経済悩記述なし	—	3	3	—	3

資料：実態調査より作成。

迫られた。医者も仕事をしてはいけなくて書いてくれたのに、市役所の人は、とにかく働けの一点張りだ。6 カ月かかって、ようやく生活保護を受けられた。最初の 2 カ月、私は週 1 回、市役所に行った。返事は決まって『検討中』だ。その後、私はもっと頻繁に行った。市役所の人はすごく迷惑そうな顔をした。私も行きたくて行くのではない。どうしようもなくて行くのだ」

「生活保護を支給されるまで、1 年かかった。私は今、働いたことを後悔している。仕事さえしなければ、もっと簡単に生活保護をもらえたと、労災で足もケガをせずにすんだ。胃の病気も、こんなにひどくならなかっただろう。身体が悪いのに、自立指導員に強制されて就職すると、生活保護を止められた。自立できるとみなされたのだ。私は実際は自立したのではなく、無理をただけだ。身体を壊して生活保護を再申請したが、なかなか認められなかった。後にわかったが、通帳にまだお金が残っていたからだ。今年、通帳に 2 万円しかなくなり、やっと生活保護がおりた」

第 2 に、生活保護費は極めて低額である。調査時点で単身世帯で月額 9 ～ 10 万円、夫婦世帯で 12 ～ 13 万円程度であった。生活保護受給者 34 名のうち 16 名は「生活がとても苦しい」、12 名は「やや苦しい」と感じている。

* 「酒や卵、牛肉は買えず、我慢している。13 万円の生活保護から水光熱費をひくと 9 万円しか残らず、家賃と食費ですべてなくなる。食品は遠方の安売り店で、賞味期限切れ寸前の物を

買っている。毎日、風呂にも入れず、冷蔵庫も買えない。子供や孫へのお祝いや小遣いもあげることができず、とても悲しい」
「全然足りない。夫は私に『病気の私がいるから、おまえも仕事ができず、家賃も払えない』と言い残し、中国に帰った。食べたなら服が買えず、服を買えば食物が買えない。米も一番安いものを買う。出費がかさんだ時は、1週間ずっと豆腐やねぎに味噌をつけて食べた。死んだ方がましと思う」

「普通の苦しさではない。家賃や水光熱費を差し引くと、生活費は夫婦二人で月4万円で、本当にどん底・最低の生活だ。たまに人目を避けて、服や生活用品を捨ってくる。扇風機、たんす、テーブル、全部捨ったものだ。豆腐も細心の注意で安い物を探して買い、野菜を買う量まで、一々考えなければならない。趣味など、とんでもない。冠婚葬祭・見舞いのお金も出せず、人情も薄くなる。孫が進学しても、お祝いも出せない。テレビや冷蔵庫が壊れても、修理する金もない。日本政府は本当に無情だ。何とか生活保護を増額してほしい。贅沢を言っているのではない。普通の生活水準にしてほしいだけだ」

「毎日のおかずは、漬物ばかり。普通の日本人なら耐えられない最低限の暮らしだ。本当に節約、節約で、ギリギリで生活している。家具は近所の粗大ゴミを拾って揃えた。生活の苦しさは限界を越えている。安い長ネギを買うために、5キロ以上離れた安い店に行っていたが、最近、足が痛くて行けず、ますます苦しい。生きるのに本当に疲れた。1000円の物を見ると、もう買うのを諦める。美容室にも行ったことはない。夫に切ってもらっている。夫の髪は私が切る。毎日2食しか食べられず、飢え死にせずと何とか生きていただけだ。果物も肉もあまり食べられない。生活が苦しすぎ、このまま死んでしまえば、と何度も思った。服も買う余裕はなく、中国からもってきた服をずっと着ている。水光熱費や電話代、家賃を払うと、月に7～8万円、1人当たり3～4万円しか残らない。日本政府はあまりにも冷たい。日本の最低水準、物乞いと変わらない」

第3に、生活保護受給者には「能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図る」義務が課せられ、自立が督促される。行政機関の指導・指示に従う義務もある。そこで行政職員が生活保護受給者を戸別訪問し、節約・就労を指導する。病院も指定される。こうした中で残留孤児達は、「つねに監視・束縛され、自由が全くない」と感じていた。なお残留孤児が中国を訪問すると生活保護の支給は停止された。この点については別稿で詳述する。

* 「指定病院でないと治療費が出ない。治療に納得できないが、病院を代えることも許されない。市役所の職員が月に1～2回、事前に連絡もなく突然、うちを見にくる。そして『この家具はどこからもらったのか。なぜ、こんなものがあるのか』としつこく聞く。『どこで、いつ捨った』と一々説明しなければならない。市役所の人 came が来たが、寝ていたのでドアを開けなかった時は、翌月の生活保護の支給を停止された。今、私達は何も話す勇気はない。何か話したら、生活保護を止められるのではないかとビクビクしている。本当に犯人のように監視され、自由もなく、刑務所に入れられたような気分だ」
「生活保護は私達を束縛し、犯罪者扱いしている。人間として

自由がほしい。日本にきて、自由が全くない。日本ではよく人権、人権というのが、いったいどこに人権があるのか。役所の職員がうちに来るのは、私達のことを心配しているからではない。何か家具が増えていないか、中国に帰っていないかと監視するためだ。まるでスパイだ。ある日、役所の人『靴が多いね』と言った。私は『日本人とは比べ物にならない。日本人なら、靴箱に靴が、タンスに衣服がぎっしりでしょう』と皮肉を言った。この間も、『お宅のテレビは大きい』と言われた。私は役所の人が大嫌いだ。日本政府は私達を人間として扱っていない」

「市役所の人に、私達は反抗できない。反抗したら、生活保護をくれなくなる。市役所の人 came たら、すぐドアを開けるしかない。外出もできない。今までこんなに自由を制限されたことはない。携帯電話を買うのも禁止だ。病院に行く前にも、まず申請しなければならない。私は近くの病院に行きたいが、そこは指定病院ではないので、だめと言われた。私達はとにかく何をすることも市役所にお伺いをたてねばならず、市役所がだめと言え、それに従うしかない。日本での生活は本当に息苦しい。束縛せず、自由にさせてほしい。娘が妻のために服を買って来ても、妻は市役所の職員からいろいろ言われるのを嫌がって、それを着ることすらできない。まるで犯人扱いだ」

「生活保護費を自由に使わせてほしい。節約したお金で何を買うか、自分で決めてもいいではないか。日本の普通の高齢者は、旅行や温泉に行っている。なぜ、私達は家にいなければならず、外出すると市役所から『どこに行ったのか』と問い詰められるのか。本当に自由がない。病院に行く前も、市役所に報告しなければならず、病院も指定される。よりよい治療を受けるため、大病院にかかりたいが、通院費を出してくれない。大きな買い物もだめ、いい服を着てもいけないと言われている」

そして第4に、生活保護には補足性の原理があり、他に収入があれば、その分の保護費は支給されない。

そこでまず、残留孤児本人やその同居家族が働いて収入を得ると、生活保護費は減額される。収入が判明した後に、毎月分割して生活保護を減額されることもある。

* 「パン屋のアルバイトで総額200万円ほどの収入があったが、市の職員に見つかり、以後、生活保護費12万円から毎月3万8000円ずつ4年間以上、返済させられた」

「夫は小遣いだけでも稼ごうと思ひ、駐車場の掃除の仕事に行った。3年間ほど続け、計280万円ほど稼いだ。ある日、市役所から電話がきて呼び出され、『この金額分の生活保護費を返せ』と言われた。私も夫も、そんな規則は全然知らなかった。生活保護をもらって働いてはいけないと知らされたこともなかった。一度には返せないから、毎月、2万6000円ずつ9年間、返却した。返却中の生活の苦しさは並大抵ではなかった」

「働いたことが市役所につき、毎月、生活保護から1万5000円ずつ引かれている。市役所・身元引受人・自立指導員に『もう少し保護費をあげてください。とても暮らせない』と何度もお願いしたが、あっさり断られた。それでやむなく働きに出たのに、それを知ると生活保護費からそのお金を引く。市役所は人道を口にできるのか。今、私は2人で実質10万円で

暮らさねばならない。私は自立指導員に『引く金を少なくしてほしい。そうでないと飢え死にする』と何度も頼んだが、むだだった」

また補足性の原理に基づき、行政は一方で対象者が働いて収入を得ていないかを厳格に監視し、他方で生活保護支給額の減額を図るために就労を促す。これに対し、残留孤児側は、一方で就労を強制されたと感じ、他方でたとえ働いても実収入は増えないため、就労意欲を低下させざるをえない。

* 「市役所の職員は、『仕事をしていないか、確認に来た』といって監視にくる。私は『こんな年齢で足も悪いのに、どこが雇ってくれるというのか。私はもうすぐ死ぬ』と言ってやった」
「市の職員が月1回ほど訪問してきて、私に働くように圧力をかけた。それで身体が悪いのに無理をして働いたが、生活保護費から給料分が差し引かれ、結局、実収入は変わらない。外で働くと、交際費・祝儀もかさむ。働かない方が経済的に楽だ。それではからしくなって、仕事をやめた」
「帰国者は最初、事情がわからないまま自立しろと言われて働いた。しかし生活保護を受ける以上、稼いだ金額を生活保護から引かれ、働いても働かなくても同じ金額だとわかったので、皆、仕事をやめてしまった。この制度はとても不合理だ。本当は働くことを奨励すべきだ。帰国者の働く意欲を殺ぎ、国に何の得があるのか。どうせ私達は大儲けなどできない。大儲けができるなら、生活保護など受けない。なぜわずかな稼ぎを一々調べあげ、生活保護費を削り、働く意欲を殺ぐのか」

年金収入も、やはり生活保護費から引かれる。生活保護支給額を削減するため、国民年金保険料の追納や年金の早期受給を強制された残留孤児もいる。もとより保険料を追納して国民年金が満額支給されても、その金額分が生活保護支給額から減額されるため、実際の収入は変わらない。

* 「私の厚生年金が3万9000円、妻の厚生年金が2万1000円あるが、その分は生活保護費が減らされ、結局、収入は年金がない人と変わらない。これまでずっと働いてきた人も、1日も働かなかった人も収入は同じだ」
「市役所に、年金を60歳からもらうように言われた。私は、65歳から受給したいと言うと、それなら生活保護費はあげないと言われた。それでやむなく早くもらうと、その金額分は生活保護費からカットされた」
「夫が65歳の時、数カ月分の年金が20数万円、まとめて支給された。私達は、それを引っ越しの資金に使った。すると後から、生活保護を受けているのだから、20数万円は返せと言われた。私達に返済する金はない。それで市役所は、毎月の生活保護から1万5500円ずつ差し引くことにした」
「生活保護を申請すると、国民年金の保険料229万円をまず追納せよと言われた。私は、稼いだ金はほとんどすべて、これにつぎ込んだ。国民年金が出ると、その分は、生活保護費が減額された。実際の生活費は増えない。私は追加納付などしたくなかった。でも病気になるたら、生活保護の医療費が必要だ。それでやむなく生活保護を受けるために追加納付した」

その他の収入も監視され、あれば生活保護費が減額された。交通事故にあつて受け取った保険金を、生活保護から減額された人もいる。特に大きな問題になったのは、子供からの経済的援助である。一方で生活保護支給の条件として、子供からの援助が強制された。他方ですでに生活保護を受給している残留孤児は、子供からの経済的援助がないか監視され、子供との交流・同居等が阻害された。

* 「生活保護を受ける条件として、子供から月に3万円もらうこととされ、その分は生活保護費を減額された。子供達も貧しく、3万円の援助などとても無理だ。しかしこれをもらわなければ、私は生活保護の対象にならないと市役所の人に言われた。私は何回も市役所の人と口げんかしたが、どうしようもなかった。実際には私は子供からもらわなかった。子供も生活に困っている。やむなく書類上、子供から毎月もらうと記入して、やっと生活保護を受けられた。去年、子供の会社が倒産して、それで3万円の減額措置がなくなった。だから去年まで私は、実際は生活保護水準以下の生活だった」

「私が生活保護を申請すると、市役所から『子供達から5000円ずつ援助してもらわないと、生活保護を支給できない』と言われた。子供達も生活保護受給者で苦しく、孫も就学援助をもらっているのに、なぜ私に援助できるのか。私は、子供が援助できる状態にないと何度も訴えたが、認められなかった。私はやむなく長男と次男を市役所に連れて行き、『5000円ずつ援助する』という書類を出してもらった。今も二人の息子は、計1万円の生活保護費を天引きされている。文句を言いたいが、私は日本語が上手ではないから言えない。自立指導員も、市役所の味方ばかりして、私達の実情を理解してくれない。やっと母国に帰ってきたのに、母国で暮らすのがこんなに容易ではないとは。生活保護をもらうだけのことがこんなに難しく、子供を苦しめることになるとは。中国にいたら、こんなに惨めにならなかったと思う。日本での生活は本当に難しく苦しい」

「息子がうちに来ると、市役所の職員が『金をもらわなかったか。何を買ってもらったのか』と細かく質問する。家財道具が増えていないかもチェックする。私が孫の面倒をみると、『孫の面倒をみるのは労働だ。子供から給料をもらわねばならない』と言われた。なぜそんなことまで干渉されるのか。孫は保育園が満員で入れず、誰かが面倒をみないと子供も働けない。それで私は、人目を避けてこっそり孫の面倒をみなければならなかった。日本では家庭の暖かさはない。子供達は皆、毎日仕事に追われ、しかもうちに頻繁に来たら、市役所に文句を言われる。親子関係もだんだん冷たくなり、親しさもなくなる」
「娘が職業訓練校に入り、卒業時に在校手当約28万円を受け取った。すると区役所の生活保護担当者は、生活保護から28万円を引くと言った。私は『娘はすでに独立した。住民票も別だ』と言ったが、日本語が通じなかったためか、相手にされなかった。自立指導員が通訳してくれたが、あまり通じなかった。最後には『身元引受人に代わって払ってもらおう』と脅され、迷惑はかけられないので、同意するしかなかった。身元引受人に電話をすると、『もしあなたが払わないなら、私が払わねばならない』と言われた。28万円を一度に引かれたら生活できないので、毎月5000円ずつ返すことにした」

「娘が市役所の人に『親にきちんと小遣いをあげていますか。親孝行していますか』と聞かれ、『あげている』と答えた。市役所の人『親孝行だね』とほめたが、翌月、その金額を生活保護費から引いた。娘も生活が苦しい中で小遣いをくれたのだと市役所の人に説明して、何回も頭を下げたが、だめだった。今、一番大きな問題は、子供と同居できないことだ。子供と同居すれば、生活保護を止められる。日本政府は、私達を、誰も分からないうちに孤独死させる方がいいのか。本当に腹が立つ」

以上のように生活保護をめぐる残留孤児と行政の間で様々な対立があり、相互不信が膨張している。こうした不信感は、行政の窓口対応によって一層深まっている。

* 「私の生活保護費は銀行振り込みではなく、自分で取りに行かねばならない。多分、無職の子供と同居して生活保護をもらっているから、それへの嫌がらせだと思う。水道・電気・共益・家賃もすべて自動引き落としにしてくれず、自分で一々払いに行かねばならない。市役所の通訳にも頼んだが、やってくれない。なぜ私達をそこまでいじめるのか」

「市役所の通訳は残留孤児の二世で、『私の母も残留孤児だが、生活保護など要求しない。あんたに生活保護を出すくらいなら、私の母親に出したいよ。私は自分の母親を養っている。なぜあんたの子供はあんたを養わないのか』と私をなじった。私は『好き好んで生活保護など申請しない。もし私にお前のような市役所で高給をもらっている子供がいれば、私も生活保護なんか申請しない。どうしようもないから来たのだ』と反論した。通訳が、私のいうことをまともに訳していないことは、日本語の不自由な私にもわかった。通訳は他の日本人の職員に、私の悪口ばかり言っていた。最後には、通訳は私が市役所に行っただけで『出て行け』と罵倒した。私も頭にきて、日本語と中国語をまぜて罵った。私は朝9時から午後2時まで、食事もせずにケンカを続けた。その時、市役所の職員が『何月何日に話し合おう』と言ったのに、通訳はそれも訳してくれなかった。私はその場で『この通訳は要らない。次は、自分で通訳を連れてくる』と言った。そして自分の娘に仕事を休ませ、一緒に行ってもらった。それでも3回かかった。1回目は途中で通訳が口を挟んで、だめになった。結局、3回も娘に会社を休んでもらい、通訳がない時ようやく認められた。残留孤児は中国でずいぶん苦勞し、いじめられてきた。でも日本にきてもっといじめられたということを日本人に知ってほしい」

以上のような諸問題は、生活保護制度で残留孤児の生活を保障することが妥当か否かという問題でもある。多くの残留孤児は、日本政府の責任を明確にした独自の生活支援・年金制度を講じるべきだと考え、既存の生活保護制度に埋め込まれることを批判していた。そしてこうした批判は、元日本軍人・ベトナム難民・北朝鮮拉致被害者に対する待遇との比較によっても補強されていた。

* 「生活保護は不合理だ。私達は、せめて年金で暮らせることを要求する。生活保護を支給しているのに、それで我慢しろと言われるのは人間として扱われている気がしない。本来、私達は戦争の賠償として特別扱いしてもらわねばならない。私達の苦

難は日本政府が作ったのだから、軍人のような恩給を支給してほしい。中国で残留孤児になったのは、私達の意志ではない。生活保護は生活保障というより、実際は貧窮者の最低限の救済金だ。自由も縛られる。なぜ残留孤児がそうした生活保護に頼らなければならないのか」

「私達はなぜ、生活保護で処置されるのか。生活保護などに頼りたくない。私達が今日の状態になったのは全部、国の責任だ。私達は普通の日本人と違う。普通の日本人の貧窮者のための生活保護で処置すること自体、私達を困らせることではないか。北朝鮮の拉致被害者は帰国後、多くの優遇を受けている。軍人も恩給がもらえる。これに対して私達は、政府のせいで40年間も苦しい思いをしてきたのに、こんなにひどく取り扱われている。生活保護を受けて国民に負担をかけるのは恥だと、自立指導員に何度も言われたが、本来、日本政府が私達をひどい目に合わせたのだから、政府が私達の老後の面倒を見るのが当然だ。日本政府の私達への対応には問題が多すぎる」

「私達残留孤児は、本当に人間なのかと聞きたい。生活保護を受ける怠け者だと思われる。私達は怠けて仕事をしなかったのではない。帰国した時、すでに高齢で、日本語もできないから仕事につけなかった。こういう人生を送ってこざるを得なかったことにつき、国には責任があると思う。国はきちんと補償してほしい。私達は気楽に生活保護をもらって遊んでいるのではない。中国では普通の生活ができていたのに、ようやく日本に帰国できたと思ったら、最貧困層の生活保護に頼って暮らさねばならないとは。本来、こんなはずではない。私の父は中国で戦死して、私は軍人遺族だから、もっと手厚く対処してくれても当然だ。日本政府が生活保護のようなはした金で終わりにしようとするのは、あまりに人を馬鹿にしている。日本政府のどこに人道があるのか。なぜ私達がこんなつらい思いをしなければならないのか」

「本来、私達は生活保護ではなく、年金を受け取るべきだ。日本政府が私達に年金を保障するのが、当然だ。私達は戦争の被害者であり、日本政府のせいで帰国が遅れた。日本政府はベトナム難民や北朝鮮の拉致被害者には、いい待遇をしている。私達の待遇は、彼らより悪い。特に拉致被害者との待遇の差は、あまりに大きすぎる。拉致被害者を生んだ責任は北朝鮮政府だが、私達残留孤児を生み出した責任は日本政府にある。それなのに、日本政府は私達には何もせず、生活保護の支給でごまかしている。ベトナム難民も、難民条約に基づいて特別の保護がある。私達には何もない。政府の対応はとても不公平だ。せめて年金で老後を保障してほしい。生活保護は、日本人の税金からもらっているのに罪悪感がある。市役所でも『生活保護は国民の負担だ』と言われる。私達は生活保護に頼りたくない。普通の日本人と同じように年金で老後を暮らしたい」

第3節 生活保護世帯以外の貧困

以上の如く、生活保護を受給する残留孤児は、多くの深刻な不満・問題を感じていた。

ただし、生活保護を受給しない残留孤児もまた、決して安定した生活をしてはいない。

ある残留孤児は、民間の生命保険をかけていたため、生活保護を受給できず、空き缶拾いで生計をたてている。彼の世帯月収は約8万円で、生活水準は生活保護世帯より低い。

*「生活保護を受けるには、生命保険を解約しなければならないと言われた。私は勤めていた時、老後を考えて生命保険に加入した。今は退職して収入はないが、保険料は支払い続けなければならない。途中解約すると、損になる。もし生活保護を受けると、65歳までに生活保護でもらえるお金と、65歳で生命保険からもらえるお金はだいたい同じだ。しかも生活保護は自由も束縛される。それで私は、生活保護ではなく、空き缶拾いをして生命保険を払い続けることにした。今、厚生年金が月に3万円、夫婦二人で朝5時から9時まで空き缶拾いをして1キロ80円、月に2～3万円になる。計6万ほどで夫婦二人が暮らしている。私の今の生活水準は、どう考えても生活保護以下だ」

生活保護を受給していない他の残留孤児も、決して経済的に安定しているとはいえない。生活保護を受給しない対象者10名のうち5名が世帯月収20万円以下、8名が30万円以下である。7名は、経済的に「とても苦しい・やや苦しい」と感じている。残留孤児は日本語が不自由なので、チラシ・看板・マスメディア・近所のうわさ話等から安売り・各種サービス等、節約のための情報を入手できない。そこで一般の日本人の低所得層より一層、貧困に陥りがちである。この点で、生活保護受給者とそれ以外に違いはない。また生活保護受給者には医療費が別途支給されるため、医療負担を考えれば、非受給者の方が一層、苦しい局面すらある。大半の残留孤児は「将来が不安」と感じているが、中でも特に生活保護を受給していない人は全員、この悩みを感じている。

*「夫の給料で暮らしているが、不景気で給料を年々下げられる。私は中国の夫の親戚から中国の薬を送ってもらっている。病院に行くとお金がかかるからだ。このような生活の実情を、日本政府は分かっているのか。私達が病院に行かないのは健康だからだと思っているのではないか。1回病院に行くとお金5～6千円かかる。これから働けなくなると、もっと苦しくなる。老後の不安がひしひしと迫ってくる。年金も少なく、医療費は年々上がっていく。政府は、残留孤児のハンディを解消して、老後の生活に支援の手を差し伸べるべきだ」

「生活保護を受けていない残留孤児には何も支援がない。私達は来日後、生活保護に頼らず働いた。積極的に働いた私達のような人に、何か支援すべき。あと数十年間、働きたいが、身体がついていかない。生活保護がなければ、医療費も自分で払わねばならない。一見、生活保護を受けている人よりよくみえるが、医療費を考えると、私達の方がきついかもかもしれない。今はまだ歩けるから安い店に買い物にいけるが、歩けなくなったら、近所の高い店で買物をしなければならなくなる。今でもギリギリだから、完全にやっつけていけなくなる。政府は、せめて老後だけでも安心してすごさせてほしい」

第5章 健康

最後に、健康状態をみよう(表10～11参照)。本稿の対象者は全員、

何らかの病気をもっている。ガン、狭心症、脳梗塞、脳膜炎等、深刻な疾病を抱える人も少なくない。44名のうち41名は生活上の悩みとして自らの健康問題をあげ、11名が「高齢・障害で日常生活が大変」と述べている。そして33名が通院をしている。「救急治療と酸素吸入でようやく生還した」、「時々倒れて、救急車で運ばれる」、「薬がなければ生きていけない」、「小児科以外はすべて通っている」等の声もある。特に年長者ほど、また1989年以降まで帰国が遅延した残留孤児ほど、通院頻度が高い。

疾病・障害の原因として、敗戦直後の避難民としての体験、および戦後の中国での苛酷な生活をあげる残留孤児も少なくない。

*「私がこんな身体になったのは、戦争に巻き込まれ、中国で貧しい生活を送ったからだ。子供時代から、ずっと身体が弱かった。しかも中国では政治運動が激しく、夜にも会議があり、疲れ果てることも多かった。仕事から帰り、たくさんの子供の面倒をみた後に、知人に頼まれた縫製に取り組み、夜12時まで働いた。これは中国の習慣で、旧正月などに向け、知り合いからズボンや服の縫製を山ほど頼まれるのだ。皆、知り合い・親戚だから、断れない。それで40歳代から頭痛がひどかった。当時の中国の医療条件は全くだめで、私が高血圧とわかって薬を飲んだのは、日本に親戚訪問でした時に診察してもらってからだ」

「敗戦時、爆撃の中を流浪した時のショックで、大きな音がすると、今も手が震えたり、鼓動が激しくなる。夢の中で、しょっちゅう死人や血などをみる。特にイラク戦争のニュースなどを見た日の夜は、必ず昔の逃避行の悪夢をみて気分が悪くなる」

「1945年に黒竜江省から瀋陽へ逃げた時、物乞いしたり、泥水を飲んでから、ずっと今まで慢性的腹痛がある。脊椎も損傷している。これは文化大革命でひどい暴行を受けた後遺症だ」

「中国にいた時は子供が多く、家も貧しかった。脳膜炎で毎日、点滴を受けていた最中、卵巣に腫瘍ができた。これは高齢出産と関係があると思う。私は40歳で最後の子供を生んだ。当時、中国の農村では男の子を生まなければならないという精神的な圧力があつた。私はそれまで女の子ばかり生んだので、どうしても男の子がほしくて高齢出産になった」

「逃避行の時に受けた弾丸の破片が身体に入っていて、ずっと息苦しく、身体も弱かった。帰国後、初めて摘出手術を受けた。ヘルニアも中国にいた時からあつたが、中国では農村にいたから地元で病院もなく、遠くに治療に行く金もなかった。若い頃、中国は自然災害で食べ物も足りず、ご飯もろくに食べられなかった。老人は大勢餓死した。私は子供も多かったので、無理をして頑張りすぎ、身体を壊した」

「中国でリンパ腺結核にかかった。精神的ストレスが原因だと思う。3年間の闘病生活は本当に大変だった。リンパ腺が腫れて痛く、首の回りから膿が出た。足の血管拡張静脈曲張は、中国では手術のリスクが高いと言われ、手術できなかつた。この病気は、子供の時の凍傷と過労が原因らしい。私は十数歳からきつい仕事を始めた。実父母がいなかったから面倒をみてくれる人もなく、健康を守れなかつた」

「子供の時、母乳も飲まず、養家で食物もあまりくれなかつた。それでずっと痩せ、体質も悪かつた。扁桃腺も弱かつた。子供時代のひどい生活が、尾を引いている。胃腸が弱いのも、小さ

表10 健康状態

性	NO.	疾病・症状
男 性	1	腰痛・足痛
	2	胆嚢全摘出、十二指腸潰瘍、座骨神経痛、顔面マヒ
	3	頭痛、頸椎障害、慢性腹痛
	4	胃腸病、腰骨折、ヘルニア、高血圧
	5	リウマチ
	6	耳が不自由、胃病、腰痛、身体障害者4級
	7	胃腸炎、肝炎
	8	高血圧、記憶力支障（事故後遺症）
	9	精神的不安定、手足の不自由、血管拡張静脈曲張
	10	高血圧、胃病
	11	足痛、肺病
	12	ヘルニア、目眩、座骨神経病、記憶力衰退
	13	脳梗塞、心臓病、十二指腸潰瘍、腎臓病、脊椎突出
	14	胃潰瘍、足が不自由
	15	狭心症、神経衰弱
	16	足痛、腰痛
	17	甲状腺機能亢進異常
	18	心臓異常、腎臓結石、十二指腸潰瘍
	19	心臓病、肝臓病、脊椎炎・腰痛
	20	肝臓ガン
	21	頭痛、頭がもやもや、
	22	胃ガン（3回手術）、腸閉塞
	23	重度障害者2級（労災）
女 性	24	腎臓病、糖尿病、狭心症、高血圧、ゼンソク、腰頭痛等
	25	精神的不安定、十二指腸潰瘍
	26	腰骨折、胃の腫瘍
	27	胃全切除、十二指腸潰瘍、神経抹消炎、涙嚢と鼻腔異常
	28	心臓病、全身の痛み・しびれ、胆結石、頭痛
	29	腰痛・足痛
	30	十二指腸潰瘍、胃病、頭痛、心臓病、白内障、記憶低下
	31	リウマチ、大腸の病気（2回手術）
	32	全身の腫れ
	33	腰痛、花粉症
	34	頭痛、リウマチ
	35	精神的ストレス、結腸炎、十二指腸潰瘍、ゼンソク等
	36	心臓病、高血圧、ヘルニア、糖尿病、胃潰瘍
	37	脳膜炎、全身の痛み
	38	頭痛
	39	高血圧、狭心症、動脈硬化
	40	高血圧、全身の痛み、耳異常、心臓病、腎臓病、糖尿病
	41	心臓浮腫、腰痛、関節痛、不眠症、歩行力衰退
	42	不眠症、花粉症、ゼンソク、胃下垂
	43	頭痛、めまい、頸椎異常、アレルギー、アトピー、痔
	44	膝腰痛（交通事故後遺症）

資料：実態調査より作成

い頃、靴もなく、真冬でも裸足でいたことが影響していると思う。1960年代まで生活が苦しく、食料も足りなかった」

「逃避行の際の凍傷で、足に障害が残った。甲状腺異常になったのも、残留孤児だったことと関係があると思う。私は1981年から実父母を探し始めたが、なかなかみつからず、日本に来てくても来れず、抑圧されてストレスがたまっていた。ちょうどその頃から、いろいろ身体に支障が出始めた」

帰国後の日本での生活様式や精神状態が、健康破壊の原因になったと指摘する残留孤児も多い。第3章でみた労災はその明確な現れだが、それ以外にも「神経抹消炎で手の指が硬直して曲がらないのは、工場で電線製造作業をしていた職業病」、「職場でクーラーが強く、リウマチにかかった」、「忙しくてまともに食事もとれず、胃腸が悪くなった」等の声がある。また帰国後の精神的ストレスで健康を害したと感じている人も多い。総じて1987年以降に帰国した人、および1941年以前に生まれた高齢者は労災・職場環境の悪影響を指摘し、1988年以降まで帰国が遅れた比較的若年の残留孤児は、精神的ストレスを強く感じているようである。

*「精神的ストレスがある。不公平だと思うからだ。もしずっと日本で暮らしていたら、今のように肉体的労働をしなくてもよかっただろう。自分の家も持っていただろう。言葉はだめだし、いつも精神的な圧迫感があり、気持ちが晴れない。ストレスで結腸炎、大腸炎、十二指腸潰瘍になり、入院した。アレルギーで花粉症や喘息にもなった。中国に帰ったら直る」

「私がガンになったのは、ストレスが原因だと思う。日本ではいつもストレスが強く、腹を立てているからだ。日本に来て、急にこんなに苦しい生活状態になり、まわりからは中国人と言われ、さんざん悩んだため、安定剤がないと眠れなくなった。気持ちが落ち込み、痩せて、いろいろな病気が出てきた」

「私達残留孤児は皆、帰国後、気持ちがおちつかず、ストレスがひどい。来日して言葉も分からず、友達もいないし、出かけることもできず、子供は離婚したし、悩みをいっぱい抱えて、病気になった。医者にもストレスだと言われた。アレルギー体質とも言われ、アトピーにもなった。顔も腫れ、頭痛も、めまいもして、立てなくなった。とにかく気分が悪く、大変だった」

第2章でみた如く、病院で言葉が通じないことは大きな問題となっている。また第4章でみたように、生活保護の受給者は自由に病院を選べず、非受給者は医療費支出の重さに悩んでいた。さらに主に言葉の壁のために、障害者としての認定が遅れたり、日本の医療に不信を強めている残留孤児も少なくない。

*「目が見えなくなって20年ほどになるが、障害者の証明ももらったのは12年前だ。それまで、そういう制度があることは、全然知らなかった。日本の薬は説明がわからないから怖くて飲めず、誰かが中国に帰ると聞くと、必ず薬を買ってきてくれるように頼んでいる。タンスの中は全部、中国の薬だ。家族は、自分の勝手な判断で薬を飲むなというが、何の薬でどれだけ飲めばいいかわからない日本の薬よりは安心できる」

「3回も手術をされた。最初、初期の胃ガンだから手術で治ると言われた。でも切ってみると転移していることがわかり、2

表 11 通院と健康の悩み

		通院頻度			悩み			計
		隔週 ～	毎月 ～	頻度 不明	なし	健康 問題	障害 大変	
誕生	～1936年	2	－	3	1	6	1	6
	1937年～	6	6	5	4	21	5	21
	1942年～	3	6	4	4	14	6	17
帰国	～1988年	11	2	5	7	22	9	25
	1989年～	－	10	7	2	19	3	19
計		11	12	12	9	41	12	44

資料：実態調査より作成。

度目の手術をせざるをえなかった。その後、3～4カ月間、縫合せず、また別の大きな病院で手術しなければならぬと言われた。どうも手術の際に内蔵に傷がつき、なかなか回復しなかったようだ。これは医療ミスではないか。でも私は言葉がわからないから、詳しい説明を聞くこともできず、病院を訴えることもできない。この無念さを、誰にも訴えられないのはつらい。「肋骨を2本、骨折した時、すごく痛かったのに、痛み止めの薬もくれなかった。花粉症がひどくて鼻血が出たときも、医師はまじめに診察してくれず、『もう来なくていいよ』と言った。生活保護を受けていると、出せる薬が限られているようだ。そんなことが重なって不信感をもち、もう10年間ほど病院には行っていない。私達はまるで犬か鶏以下に扱われている」

終章

以上、中国残留孤児の帰国後の生活実態を分析してきた。簡単に総括しよう。

まず残留孤児の帰国後の生活は、総じて極めて苛酷であった。日本語が不自由で、日常生活は大幅に制約された。就職も難しく、たとえ就職できても不熟練労働の非正規雇用であることが多かった。職場には、低賃金、長時間の重労働、労災、解雇・倒産等に加え、帰国者に対する露骨な差別待遇が蔓延していた。高齢化に伴い退職しても、ほとんどの残留孤児は年金では生活できず、生活保護を受給するしかなかった。生活保護での暮らしは極限的に貧しく、監視を受け、自由を束縛されていた。中には生活保護も全額受け取れず、困窮した暮らしを余儀なくされている人もいた。そして残留孤児は、戦後の中国での苛酷な生活、および日本への帰国後の厳しい労働環境や精神的ストレスが一因と思われる疾病に悩み、言葉の壁・経済的理由等のために納得できる医療も受けられていなかった。こうした帰国後の苦難は、居住・言語・就労・経済状況・健康等、生活の個別領域の内部で完結するものではない。トータルな生活の維持・再生産に関わる包括的な苦難である。

このような生活の苛酷さは、主要には日本政府の政策に基づく帰国の遅延に起因する。残留孤児は1970年代後半以降・中高年になるまで帰国できなかったため、個々人の資質・能力とはほぼ無関係に、帰国後も日本語の壁、就職の困難、年金保険料の納付期間不足等に直面せざるを得なかった。特に1988年以降まで帰国が遅延し、

帰国時に高齢化が進んでいた孤児は、生活のあらゆる面で一層深刻な困難を抱えていた。そしてこうした困難は、日本での生活が長期化すれば緩和される性質のハンディではない。むしろ取り返しがつかず、高齢化が進むほど累積的に深刻化する苦難にほかならない。

日本政府による帰国後の援護策は、極めて貧弱であった。1983年以前の帰国者、およびそれ以降の私費帰国者には、ほとんど何の援護策も講じられなかった。1984年以降の国費帰国者を主な対象とする日本語教育も、また国民年金の特例措置等も、極めて不十分なものでしかなかった。自立指導員・身元引受人制度も、現実の問題解決にはあまり役立たず、むしろ残留孤児側の不信感を煽る場合も多かった。帰国直後、残留孤児が日本語学習に専念できなかったのも、帰国後の生活への援護の欠如、および子供の同伴帰国を制限する日本政府の政策に一因があった。そこで残留孤児は、日本政府の貧弱な援護策を厳しく批判していた。そして、帰国を遅延させて多大な困難を作り出した日本政府の責任をふまえた、独自の援護策の策定を求めている。その内容は、①継続的な日本語学習機会の提供、②職業斡旋・職業訓練、③独自の経済支援（生活保護とは異なる支援金給付、または中国での就労期間を反映した年金等）である。これは、国家賠償訴訟で国が批判したような不明確で事後的な結果論に基づく要求ではない。帰国後まもなく明らかになった問題をふまえ、それを解決するための当然の具体的要求である。

日本政府、およびその政策に基づく自立指導員等は、残留孤児の帰国後の困難が、日本政府の政策に起因するものであることを十分に自覚・認識していなかったようである。そこで、基本的には残留孤児自身の個人的努力に依存した問題解決を図った。具体的には、日本語も不自由な中高年の残留孤児に、自力で就職先を捜して早く経済的に自立するよう強制・指導したのである。これは全く非現実的な方策であり、それにより、健康を害した孤児も少なくない。そして国・自立指導員等は残留孤児に対する強制・指導が破綻すると、パターンリスティックな恩恵的救済での対処を試みた。恩恵的救済には、遠慮と服従、自由の放棄という見返りが求められた。その暗黙のルールに反した残留孤児の要求は、ことごとく「贅沢・我がまま・甘え」とみなされ、却下された。残留孤児には、居住地選択や転居の自由も認められなかった。職業選択や消費・外出の自由、子供との同居や交流も実質的に厳しく制限された。

しかし残留孤児は、単なる恩恵的救済の享受者に甘んじることなく、自らの生活を維持・発展させる能動的主体であった。彼らは不十分ながらも日本語を少しずつ習得し、就職先も自分自身で探し出していった。また帰国者仲間が必要な情報を交流し、就職先も紹介しあってきた。行政や自立指導員と対峙して粘り強く交渉し、一部の孤児は生活保護受給・転居等を勝ち取った。職場で様々な差別に遭遇した時は、黙って耐え、または口論を挑み、一人で営業し、無能なふりをしやりすごし、転職し、集団で立ち向かうなど、多様な方法で抵抗した。いわば彼らは、日本政府が一般の日本国民に提供する公教育・職業斡旋機関・公的年金制度等からは排除されたが、自らの個人的・集団的努力に依拠して帰国後の様々な問題を解決し、自らの「生命＝生活(life)」を維持・発展させてきたのである。その意味では、残留孤児に「自立」を迫る行政職員・自立指導員の方が、日本政府が提供する諸制度に依存してきたともいえる。彼らのいう「自立」とは、自らの生活を暗黙裡に支える日本政府の諸制

度から残留孤児が排除されている現実は無視し、しかも自らには到底なしない個人的努力を残留孤児に強いるものであったといえよう。

さらにこれは、行政職員や自立指導員だけでなく、大多数の戦後の日本人の基本的な生活様式が、残留孤児のような中途参入者の存在を前提とせず、一国単位の閉鎖的な公教育・労働市場・福祉制度に支えられてきたことを意味する。こうした「単一民族神話」的な社会システムの構成員に期待される規範が、「自立」であった。日本政府は当初、帰国した残留孤児もまた、こうした社会システムに埋め込み、個人のもつ可塑性でそれに適応するよう指導・強要した。しかしそれは破綻した。帰国した残留孤児は、「贅沢・我がまま・甘え」と非難されつつ、自らの生活の維持・発展をかけて、このような戦後日本の社会システムに異議申し立て・抵抗をしてきた。「日本の地で日本人として人間らしく生きる」ことには、二つの側面がある。一つは、新たな参入者を排除する「単一民族神話」的で依存的な「自立」である。しかし残留孤児が「日本の地で日本人として人間らしく生きる」ことを求める場合、そこには必然的にこうした既存の社会システムを批判し、変革する要素が孕まれざるをえない。

*本研究は、科研基盤研究(C)「中国残留日本人・日系人の生活と越境的社会圏の構築」、および日本経済研究奨励財団奨励金の助成を受けた。

補注

- 1) さしあたり厚生省援護局編(1987)第5章、原(1986)58～59頁、西岡(2006)、趙・町田(2000)、園田・藤沼(1999)、大坊・中川(1993)、小田(2000)等。
- 2) 浅野(2005)173～178頁、同(2007-c)第2章。
- 3) 浅野(2007-b)、同(2008)、同(2009-a)、浅野・佟(2006)。
- 4) 1977年以降、引揚者生活指導員。1988年に自立指導員に改称。
- 5) 浅野(2005)106・192頁、同(2007-a)。
- 6) 浅野(2001)第10章、同(1998)。
- 7) 国費・私費の違いについては、佟・浅野(2010)。
- 8) 中国帰国孤児定着促進センター。1994年から中国帰国者定着促進センターに改称。
- 9) 早田(1989)35～38頁。
- 10) 厚生省援護局(1987)102～103頁、早田(1989)38～39頁。
- 11) 教育者側からみた問題点の優れた指摘として、小林(1996)、同(2009)。
- 12) 佟・浅野(2010)。
- 13) その他、営業・看護師・教師等、言葉を用いて人間と直接接する専門性も、日本への帰国後、生かせなかった。「私は中国で販売職だったが、こちらにきて言葉が通じないから、商売はできない」、「中国では看護師だったが、言葉がわからないので、日本ではこの仕事は無理だ」、「中国の昔の学校の同僚は、『日本で学校を作ったらいいのではないか』と言うが、学校なんてとんでもない話だ」等の声がある。
- 14) 本事例については、浅野・佟(2006)、同(2008)、同(2009)、佟・浅野(2009)、同(2010)、浅野(2009-b)参照。
- 15) 本稿の対象者で例外的に職業訓練を受けたのは、2名である。「職

業訓練校で1年間、塗装を学び、翌年、職業安定所で紹介してもらった塗装会社に就職した」、「半年間、給食技術専門学校で料理を勉強し、卒業後、職安が何か所か病院やホテルの職場を紹介してくれたが、子供の休日の都合と合わず、料理とは無関係のプレスの会社に就職した」。この2名はもちろん日本政府の就職支援に満足している。

16) 坂本龍彦(2003)56～57・118～120・186頁。

参考文献

- 浅野慎一(1998)「単一民族神話の変遷と終焉」社会環境論研究会編『社会環境と人間発達』大学教育出版
- 浅野慎一(2001)『新版 現代日本社会の構造と転換』大学教育出版
- 浅野慎一(2005)『人間的な自然と社会環境』大学教育出版
- 浅野慎一(2007-a)「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 浅野慎一(2007-b)「中国残留孤児に新たな給付金制度を」『法と民主主義』418
- 浅野慎一(2007-c)『増補版 日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版
- 浅野慎一(2008)「激動の六年余、道は半ば」『法と民主主義』431
- 浅野慎一(2009-a)「中国残留孤児問題は解決したのか」『飛礫』62
- 浅野慎一(2009-b)「中国残留日本人孤児にみる貧困」『貧困研究』3
- 浅野慎一・佟岩(2006)「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633
- 浅野慎一・佟岩(2008)「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-1
- 浅野慎一・佟岩(2009)「血と国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1
- 大坊郁夫・中川泰彬(1993)「中国残留孤児家族の社会適応過程の心理学的検討」『心理学評論』36-3
- 小田美智子(2000)「中国帰国者の異文化適応」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 厚生省援護局編(1987)『中国残留孤児』ぎょうせい
- 小林悦夫(1996)「中国帰国者に対する日本語教育」『日本語学』15
- 小林悦夫(2009)「中国帰国者に対する日本語教育の展開」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 坂本龍彦(2003)『冷たい祖国』岩波書店
- 園田恭一・藤沼敏子(1999)「中国帰国者の生活問題分析」『東洋大学社会学部紀要』36-2
- 趙萍・町田玲子(2000)「中国帰国者の住生活」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 佟岩・浅野慎一(2009)「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-2
- 佟岩・浅野慎一(2010)「祖国と越境」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2
- 西岡瑛子(2006)「中国残留日本人の生活実態と生活保障」『賃金と社会保障』1424
- 早田美穂(1989)「私たち帰国者は野獣なのか?!」『朝日ジャーナル』12.22
- 原裕視(1986)「中国残留邦人とその家族」『教育と医学』399号